

# 社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～

## 政策動向

令和6年度 No.4 Ver.1/2024.9.26

### 目次

#### 〔項目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 規制改革	P 2
3. 地方創生・地方分権等	P 3
4. 高齢者	P 4
5. 障害者	P 9
6. 子ども・家庭福祉	P 10
7. 地域福祉	P 19
8. 人材確保等	P 23
9. 予算	P 29
10. 災害対策	P 33
11. その他	P 35

・持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

本号は令和6年8月6日～令和6年9月26日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会



# 1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

## <会議>

### 経済財政諮問会議

#### ◇第12回(2024.9.3)

- ▶ 9月3日、総理大臣官邸で令和6年第12回経済財政諮問会議が開催され、マクロ経済運営(金融政策、物価等に関する集中審議)について協議が行われた。
- ▶ 民間議員からは、我が国経済は、「新たなステージ」への移行が進みつつあるとしつつ、
  - ・医療・介護、建設・物流等の業種別の賃上げ施策のフォローアップなど、「賃上げの定着」に向けた取組を更に強化すべき
  - ・「成長と分配の好循環」の実現を目指すには可処分所得の増加が重要であり、国民の将来の安心の確保を通じた消費の拡大につなげるためにも、年収の壁対策、被用者保険の適用拡大を含め全世代型社会保障構築に向けた取組を進めるべき等の提言があった。
- ▶ 岸田総理からは「デフレ脱却に向けた歩みは着実に進んでおり、日本経済は成長型経済の新たなステージへの『移行』のチャンスを迎えている。『移行』に取り残されるおそれがある方々に対しては、きめ細かな支援が必要である。  
日本経済の新たなステージへの「移行」の鍵となるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である。三位一体の労働市場改革、男女賃金格差の是正などによる持続的・構造的賃上げの実現、そして官民挙げた積極的な国内投資の促進の取組を着実に進める必要がある。  
『経済あつての財政』の方針のもと、機動的な対応により経済成長を確実なものとしつつ、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させていくことも必要である。
- ▶ 『賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現』を目指すとの方向性を堅持し、秋以降も、政府を挙げて議論を深めていただくことを期待する。」との発言があった。

### 新しい資本主義実現会議 ジョブ型人事推進会議

#### ◇第1回(2024.9.5)

- ▶ 9月5日、内閣官房は新しい資本主義実現会議 ジョブ型人事推進会議を開催した。
- ▶ ジョブ型人事の推進については、6月に閣議決定された新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版の「三位一体の労働市場改革」に掲げられており、ジョブ型人事指針を策定することが定められている。
- ▶ 今回開催された会議では、ジョブ型人事を導入した企業との意見交換が行われた。
- ▶ 岸田総理からは「新しい資本主義の考え方の中で、人への投資は重要な位置付けを占めている。若い方もシニアの方も、年齢に関わらず、能力を発揮して働ける労働市場改革が必要である。  
そのため、個々の職務に応じて必要となるスキルを設定し、スキルギャップの克服に向けて、従業員が上司と相談をしつつ、自ら、職務やリ・スキリングの内容を選択していくジョブ型人事を導入していく必要がある。  
ジョブ型人事の推進を始め、労働市場改革は緒に就いたばかりであり、引き続き皆様の御協力を頂きつつ、秋以降も、この流れをしっかりと前に進めていく必要がある。引き続きご協力賜りたい」との発言があった。

## 2. 規制改革

### <会 議>

#### 規制改革推進会議

#### ◇第 20 回(2024.9.2)

- ▶ 9月2日、第20回規制改革推進会議が開催され、「これまでの規制・制度改革の成果と改革の更なる発展・深化」について協議が行われた。
- ▶ 協議では、規制改革に関するこれまでの取組と成果が示されるとともに、「『規制改革実施計画』を踏まえた規制改革の更なる発展・深化について(案)」が示された。
- ▶ 『規制改革実施計画』を踏まえた規制改革の更なる発展・深化について(案)では、「規制改革実施計画」(令和6年6月21日閣議決定)を踏まえ、「革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大」、「スタートアップの成長基盤の整備」、「良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動」について、利用者起点の規制改革を更に発展・深化させるべく議論を進めていく。また、既に改革が決定した事項について、その具体化・フォローアップを進めるとともに、可能なものについては前倒し・深掘りを検討する、としている。
- ▶ 今後、「公共」「スタートアップ・DX・GX」「働き方・人への投資」「健康・医療・介護」「地域産業活性化」の5つのワーキング・グループにおいて検討が進められる。

#### 「規制改革実施計画」を踏まえた規制改革の更なる発展・深化について(案)

資料2

成長型経済の実現に向け、地域における人手不足等の経済社会の課題克服と、生産性の向上・競争力強化につながる投資拡大によって成長力を強化することが重要であるとの認識の下、規制改革推進会議では、「規制改革実施計画」(令和6年6月21日閣議決定)を踏まえ、「革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大」、「スタートアップの成長基盤の整備」、「良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動」について、利用者起点の規制改革を更に発展・深化させるべく議論を進めていく。

また、既に改革が決定した事項について、その具体化・フォローアップを進めるとともに、可能なものについては前倒し・深掘りを検討。

<検討事項(例)>

#### 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大

##### 地域の社会課題の解決・人口減の克服

～人口減少など地域が直面する課題を乗り越え、豊かな生活を実現する

- (交通)
- ライドシェアの全国展開※
- (健康・医療)
- 利用者起点の医薬品販売規制見直し(販売区分・販売方法、オバードーズ対策等)※
  - 在宅医療における円滑な薬物治療の提供※
  - オンライン診療の更なる推進※
  - 救急現場におけるタスク・シフト/シェア
  - 医師の宿直義務の緩和(宿直体制におけるICT技術の活用等)
- (保育)
- 認可保育園における付加的サービス(英語、体操等)の円滑化
- (農業等)
- 所有者不明農地など土地の有効利用
  - フードテック(細胞性食品)の安全な事業化に向けた制度整備等

##### 国内投資の拡大、DX・GXの推進

～社会課題解決と成長につながる投資拡大に向けた障壁を打破する

- (DX)
- 賃金のデジタル払いの拡大※
  - 医療等データの利活用法制等の整備※
  - バーチャルオンリー株主総会の実現
- (GX)
- 水素の供給・利活用(圧縮水素タンク、水素ステーション等)
- (外国人材)
- 子育て世代の外国人材の活躍(インターナショナルスクール(1条校)の9月入学の解禁)
- (公共)
- キャッシュレス社会の促進(印紙・証紙に係る見直し等)
  - ローカルルール等の更なる見直し(地方公共団体の調達手続、コンビニ納付等)
  - 死亡・相続手続の負担軽減(後見人制度の利用促進、年金手続の見直し等)

#### スタートアップの成長基盤整備

##### 起業家の負担軽減

- 公証人制度及び定款認証制度の見直し※

##### 資金・人材の獲得

- 非上場株式の発行・流通の活性化※
- 株式報酬の無償交付の対象者拡大※
- スタートアップの柔軟な働き方(労働時間規制等)

##### 成長の加速

- 株式を対価とするM&Aの手法の活用範囲拡大※
- ベンチャーキャピタルのガバナンス強化等によるスタートアップ育成力の強化

#### 良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動

- 競業避止義務と副業・兼業の両立※
- フリーランス・ギグワーカーの保護、偽装請負の防止※

- 労使双方が納得する雇用終了の在り方※
- 年次有給休暇の時間単位取得における上限規制の見直し

※過年度決定事項の具体化、前倒し・深掘り事項を含む。

### 3. 地方創生・地方分権等

#### <会議>

##### 国家戦略特別区域諮問会議

###### ◇第 64 回(2024.8.26)

- ▶ 8月26日、第64回国家戦略特別区域諮問会議(議長:岸田文雄内閣総理大臣)が開催され、「区域方針の追加・変更」「成田空港を核とした国際航空物流拠点強化」「最近の規制・制度改革提案」「国家戦略特別区域諮問会議における区域計画の取扱い」について協議が行われた。
- ▶ 「区域方針の追加・変更」については、本年6月に指定をした連携“絆”特区の2区域と、新たに国家戦略特区に指定をした北海道を含む4区域の「金融・資産運用特区」について、区域方針を取りまとめた。
- ▶ 「成田空港を核とした国際航空物流拠点強化」については、岸田総理大臣より国土交通省をはじめ、関係省庁においては地元自治体と連携をして、国家戦略特区制度の活用や関連インフラの整備を含めて総合的な支援策を取りまとめるよう指示があった。

##### 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会

###### ◇第 171 回(2024.9.19)

- ▶ 9月19日、内閣府は地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会を開催し、令和6年の提案募集方式に係る重点事項について、関係府省からのヒアリングを行った。
- ▶ ヒアリングでは、障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直しや児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長について、こども家庭庁より第1次ヒアリングをふまえた検討状況について報告が行われた。

###### ◇第 170 回(2024.9.18)

- ▶ 9月18日、内閣府は地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会を開催し、令和6年の提案募集方式に係る重点事項について、関係府省からのヒアリングを行った。
- ▶ ヒアリングでは、中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直しについて、厚生労働省より提案募集検討専門部会からの再検討の視点や、それをふまえた回答および対応方針について報告が行われた。

###### ◇第 169 回(2024.9.17)

- ▶ 9月17日、内閣府は地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会を開催し、令和6年の提案募集方式に係る重点事項について、関係府省からのヒアリングを行った。
- ▶ ヒアリングでは、民生委員・児童委員の選任要件の見直しについて、厚生労働省より「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」の開催概要や検討範囲、今後の進め方について報告が行われた。

##### 地方再生本部

###### ◇第 39 回(2024.8.30)

- ▶ 8月30日、第39回地方再生本部が開催され、地域再生基本方針の一部変更(地域住宅団地再生事業の拡充等)について閣議決定案が取りまとめられ、9月3日閣議決定された。

## 4. 高齢者

### <法改正等>

#### 高齢社会対策大綱閣議決定（2024.9.13）

- ▶ 9月13日、高齢社会対策大綱が閣議決定された。
- ▶ 本大綱は今回6年ぶりに改定され、地域包括ケアシステムの構築、認知症基本法に基づく施策の推進などの方針が盛り込まれている。
- ▶ 大綱では、「年齢によって分け隔てられることなく、若年世代から高齢世代までの全ての人々が、それぞれの状況に応じて『支える側』にも『支えられる側』にもなれる社会を目指し、全世代の人々が『超高齢社会』を構成する一員として、希望が持てる未来を切り拓いていくことが必要。」との考えの下、下記のとおり基本的考え方を整理している。
  - (1) 年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築
  - (2) 一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築
  - (3) 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築
- ▶ また、今後の高齢社会対策の推進に当たっては、下記3点を整理した。
  - 関係行政機関の間の緊密な連携・協力、施策相互間の十分な調整、各分野における数値目標及び参照指標の設定
  - 施策の推進状況の検証・評価を踏まえ、必要な改善を行うための仕組みの構築
  - 地域の企業・団体やNPO等の多様な主体との連携等により、地方公共団体における地域の特性を活かした施策の展開を後押し

#### 【概要】 高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）

##### 目的及び基本的考え方

###### 1. 大綱策定の目的

- 「高齢社会対策」は、高齢者を支えるための取組だけでなく、**高齢者の割合が大きくなる中で持続可能な社会を築いていくための取組**。
- 我が国は世界に類を見ないほどのスピードで高齢化が進み、今後更に進展(高齢化率：29.1%(2023年)⇒38.7%(2070年))。人口構成や社会構造の変化に伴い、**経済社会の担い手の不足(生産年齢人口は2040年までに約1,200万人減少)、経済規模の縮小のほか、一人暮らしの高齢者の増加等のライフスタイルの変化や認知機能が低下する人の増加等に伴う様々な影響や課題が懸念**。
- 一方、我が国の平均寿命は世界で最も高い水準となり、高齢者の体力的な若返りも指摘。65歳以上の就業者は増加し続け、意欲も高い。
- ⇒ **年齢によって分け隔てられることなく、若年世代から高齢世代までの全ての人々が、それぞれの状況に応じて「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会**を目指し、**全世代の人々が「超高齢社会」を構成する一員として、希望が持てる未来を切り拓いていくことが必要**。

###### 2. 基本的考え方

- (1) **年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築**
- (2) **一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築**
- (3) **加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築**

##### 生涯を通じて活躍できる環境の整備

###### 1. 年齢に関わらない活動機会の拡大

###### <背景>

- 自己啓発を実施した労働者の割合は、**20代以上では年齢層が高くなるほど低く、「60代以上」は約2割**。
- 現在収入のある仕事をしている60歳以上の人について、「働けるうちはいつまでも」との回答が約4割、「70歳くらいまで」又はそれ以上まで働き続けたいとの回答を合計すると約9割に上る。
- 行政が力を入れるべき生涯学習の取組について、**40代・50代では「インターネットを利用したオンライン学習の充実」が約5割、60代以上では「公民館等の開放などの学習のための施設の増加」が約4割でそれぞれ最多**。
- 地域における社会参加活動を進めるために有効だと思う施策について、**約4割が「簡単に社会参加活動に参加できる仕組み」、約3割が「実施されている社会参加活動内容の周知・広報」と回答**。

###### <大綱に盛り込む基本的施策>

- **高齢期を見据えたスキルアップやリ・スキリングの推進**（就業・所得）
- 企業等における**経験やスキルに基づく配置、成果に基づく評価・処遇等に関する専門家の助言等の雇用の質の向上のための環境整備**（就業・所得）
- 起業支援や高齢期のニーズに応じた**ハローワークのマッチング強化等の多様な就業等の機会の提供**（就業・所得）
- 多様な主体の連携により**地域社会の課題解決に取り組むためのプラットフォームの構築、地域の仕事や活動等を各人の都合に合わせてモザイク型のジョブマッチングを行う仕組みの構築による地域社会の担い手確保**（学習・社会参加）
- 老人福祉センター等の**地域の身近な場やオンラインにおける学習機会の充実**（学習・社会参加）等

## 2. 高齢社会に関するあらゆる世代の理解の促進

### <背景>

- インターネット利用率は年齢層が高くなるほど低い。  
(60代:90.2%、70代:67.0%、80歳以上:36.4%)
- 20代の73.5%が、社会保障制度に「全く関心がない」「あまり関心はない」と回答。また、学校等で金融教育を受けた経験がある人の割合は、18~29歳では13.9%、60~79歳では5.4%に留まる。

### <大綱に盛り込む基本的施策>

- 幅広い世代における**加齢に関する理解**の促進（学習・社会参加）
- 携帯ショップや公民館等における講習会の実施等、**デジタル等のテクノロジーに関する学びの充実**による**高齢期のデジタル・デバイドの解消**（学習・社会参加）
- 早い段階からの**社会保障教育**・ライフステージに応じた**金融経済教育の推進**（学習・社会参加）等

## 一人暮らしの高齢者の増加等に対応できる環境の整備

### <背景>

- 医療・介護の複合ニーズが高まる**85歳以上人口は増加**を続け、**2060年には約1,170万人**となる見込み。(2023年:約670万人)
- 2040年度までに更に57万人の介護職員の確保**が必要と見込まれる。
- 介護離職者数は年間約10万人で推移**。2030年の介護離職等による**経済損失額は約9.2兆円**。
- 65歳以上の一人暮らしの人の数は、2040年には2020年より370万人増加し、約1,041万人**となる見込み。
- 近年**持家率は20~50代で低下傾向**。高齢者の一人暮らしが増加する中、**高齢期の住宅の確保**に対するニーズは高まる。一方、**高齢者の入居については、賃貸人の約7割が拒否感**。住み替えのピークは**75~85歳**と遅く消極的な住み替えも。
- 使用目的のない**空き家**は、**この20年間で1.8倍の385万戸**に増加。
- 60代以上の老後生活の不安として「移動が困難」と回答の割合は、人口規模の少ない市町村ほど多く、人口5万人未満では7割弱**。

### <大綱に盛り込む基本的施策>

- 在宅医療や在宅介護の質・量両面での充実を含めた**地域包括ケアシステムの構築**の一層の推進（健康・福祉）
- 処遇改善や介護の仕事の魅力向上等**を通じた**介護人材の確保**の推進（健康・福祉）
- 介護ロボットやICT機器等**テクノロジーを活用した介護現場の生産性向上**（健康・福祉）
- 仕事と介護を両立できる雇用環境の整備等**の推進（健康・福祉）
- 高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営の確保**や地域の社会資源を組み合わせた**包括的支援のコーディネート**等の**身寄りのない高齢者等の支援の充実**（健康・福祉）
- 住宅、福祉等の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備**等を通じた**居住支援の充実**（生活環境）
- 空き家の有効活用等の**空き家対策の推進**（生活環境）
- 地域公共交通の「リ・デザイン」の加速化**や**自動運転技術の社会実装**に向けた取組の推進等による**地域における移動手段の確保**（生活環境）
- 高齢社会の課題解決に資するAI技術の研究開発の促進**（研究開発等）等

## 身体機能・認知機能の変化に配慮した環境の整備

### <背景>

- 65歳以上の認知症及びMCI（軽度認知障害）の人の数は今後増加し、**2040年にはそれぞれ584.2万人（有病率14.9%）、612.8万人（有病率15.6%）**となる見込み。(2022年:認知症 443.2万人（有病率12.3%）、MCI 558.5万人（有病率15.5%）)
- 特殊詐欺の被害者の約8割が65歳以上**。
- 75歳以上の運転者による死亡事故件数は最近増加傾向**にあり、2023年は**384件の死亡事故**が発生。
- バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の進捗状況について、「**十分進んだ**」又は「**まあまあ進んだ**」と回答した人は、**60代・70代で3割程度にとどまっている**。
- 市町村における避難行動要支援者の**個別避難計画**について、**未着手が全体の約8%**であるなど地域差がある。

### <大綱に盛り込む基本的施策>

- 認知症基本法に基づく、認知症の理解の増進や早期発見・対応のための関係機関間の連携強化**等の**施策の総合的かつ計画的な推進**（健康・福祉）
- 加齢による**難聴等の早期スクリーニング**や定期的ケア、**地域や職場の理解促進**、感覚を拡張・代替する**テクノロジーの活用**等による**身体機能・認知機能の状態に関わらず生活しやすい環境整備**（健康・福祉）
- 個人情報**を円滑に共有し得る**枠組み**（消費者安全確保地域協議会等）への**金融機関の参加の促進**による必要な支援につなぐ取組の推進等、**金融経済活動における認知機能の低下した人への支援強化**（生活環境）
- 地域協議会の設置促進**や**消費生活相談のDX**等の相談体制の充実による**消費者被害の防止**（生活環境）
- 運転免許証の自主返納をしやすい環境整備**や**サポートカー限定免許の推奨**等の**認知機能の変化に応じた交通安全対策の推進**（生活環境）
- 情報アクセシビリティ**や**建築物等のバリアフリー化の推進**（生活環境）
- 高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策**の推進（生活環境）等

## 今後の高齢社会対策の推進に当たって

- 関係行政機関の間の緊密な連携・協力、施策相互間の十分な調整、各分野における数値目標及び参照指標の設定
- 施策の推進状況の検証・評価を踏まえ、必要な改善を行うための仕組みの構築
- 地域の企業・団体やNPO等の多様な主体との連携等により、地方公共団体における地域の特性を活かした施策の展開を後押し

2

## <会 議>

### 社会保障審議会介護給付費分科会

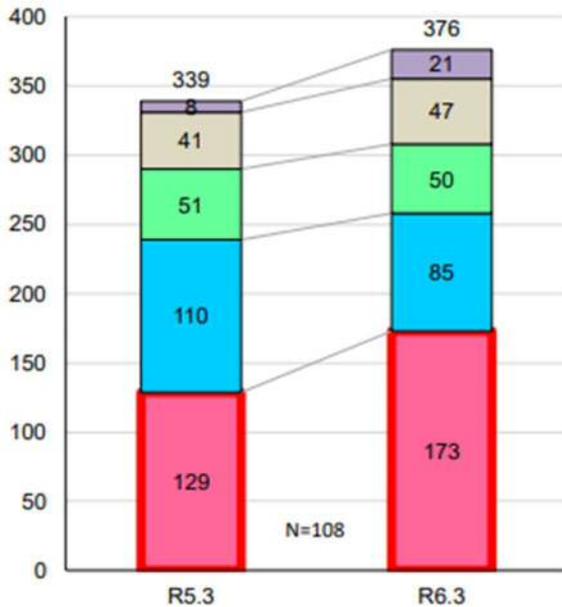
#### ◇第 242 回(2024.9.12)

- ▶ 9月12日、厚生労働省は第242回社会保障審議会介護給付費分科会を開催し、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(「高齢者施設等と医療機関の連携体制等にかかる調査」「福祉用具貸与価格の適正化に関する調査」「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組に関する調査」「地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供のあり方に関する調査」)の調査票等について協議が行われた。
- ▶ 訪問介護事業所の廃止数について、令和6年度介護報酬改定前の3月は376件、改定後の6月は133件であること報告した。
- ▶ 訪問介護事業について、令和7年度は「支援強化パッケージ」を推進し、先輩ヘルパーによる同行訪問の支援を行うために地域医療介護総合確保基金を活用した新たなメニューを導入するなどの方針を示した。

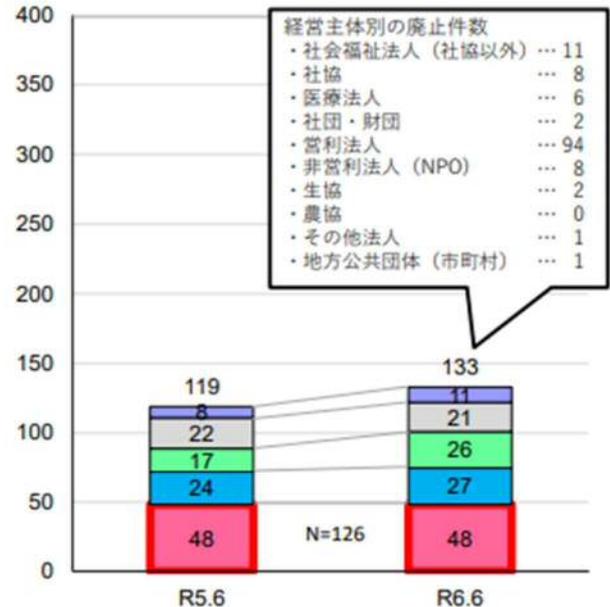
## 訪問介護事業所の廃止状況（自治体調査）

■ 令和5年、令和6年の3月及び6月の単月に廃止した訪問介護事業所を、都道府県・政令市・中核市（129自治体）に照会。※ 回答自治体は、3月：108/129（83.7%）、6月：126/129（97.6%）

令和5・6年の3月の廃止事業所  
回答自治体数108



令和5・6年の6月の廃止事業所  
回答自治体数126



■ 人員不足・高齢化等 ■ 経営戦略上の事業所統廃合等 ■ 利用者不足・経営不振等 □ その他 □ 複数の理由

（注1）廃止理由は、老健局において分類・集計した。

（注2）「複数の理由」は、分類が異なるものを複数挙げられていた場合にまとめて集計した。

## 訪問介護事業への支援強化パッケージ

○ 訪問介護に従事するヘルパーの人材不足や高齢化が特に深刻な状況になっていることを踏まえ、令和7年度概算要求では、主に訪問介護における介護人材の確保に向けた事業に必要な経費を新たに計上。

### 現状及び課題

✓ 訪問介護等に従事するヘルパー不足は、介護人材の中でも特に顕著。  
・有効求人倍率：14.14倍<sup>※1</sup>  
・平均年齢：54.4歳<sup>※2</sup>  
（60歳以上は全体の37.6%<sup>※2</sup>）

✓ 訪問介護事業者への就労希望が少ない理由として、「1人で訪問してケアを提供することに対する不安が大きいこと」や「サービス内容ややりがいを伝える機会が少ない」ことなどがあげられている。

✓ 訪問介護事業所の廃止が増加しており、その主たる要因は人員不足・高齢化等となっている。  
✓ 特に小規模な事業所は、経営改善のためのノウハウや必要な人材がいない。

### 対応方針

新規

#### 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

令和7年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分） 97億円の内数  
地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、特に小規模な訪問介護等事業者が行う人材確保に向けた研修体系の整備のほか、ヘルパーへの同行支援に係るかかり増し経費や経営改善に向けた取組などを支援。

新規

#### 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化

令和7年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分） 97億円の内数  
都道府県の介護保険部局が主体となって、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等が連携した介護人材確保のための協議会を設置。管内各地域において、ハローワークや介護事業所等が協力して行う職場説明会、職場見学会・体験会などを実施する取組を推進。

新規

#### ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業

令和7年度概算要求額 58百万円  
ヘルパーの仕事のやりがいや実際のケアのイメージなど仕事の魅力について、学生をはじめ、介護業界を新たに目指す人や介護現場で働いた経験のある人などに広く周知するために、ヘルパーに関する広報事業を実施し、ヘルパーの人材確保を促進。

処遇改善加算の更なる取得促進+令和6年度報酬改定で新設・拡充した各種加算（口腔連携強化加算・認知症専門ケア加算・特定事業所加算）の活用

出典：※1 厚生労働省「職業安定業務統計」 ※2 令和3年度介護労働実態調査「事業所における介護労働実態調査」（公益財団法人 介護労働安定センター）（R3.10.1時点）

5

## 社会保障審議会介護給付費分科会 介護報酬改定検証・研究委員会

### ◇第 29 回(2024.8.28)

- ▶ 8月28日、厚生労働省は第29回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会(委員長:松田晋哉 産業医科大学教授)を開催し、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和6年度調査)の調査票等について協議が行われた。

## 認知症施策推進関係者会議

### ◇第 6 回(2024.9.2)

- ▶ 9月2日、内閣官房は第6回認知症施策推進関係者会議(会長:栗田主一社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センターセンター長)を開催した。
- ▶ 今回は、前回の協議をふまえ認知症施策推進基本計画(案)が示され、協議が行われた。
- ▶ 「新しい認知症観」を「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方」と定義した。
- ▶ 計画の期間は、2029年度までの概ね5年間。推進する施策として、12項目をあげている。
- ▶ 1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等  
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進  
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等  
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護  
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等  
6. 相談体制の整備等  
7. 研究等の推進等  
8. 認知症の予防等  
9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施  
10. 多様な主体の連携  
11. 地方公共団体に対する支援  
12. 国際協力
- ▶ 本施策の推進にあたっては、都道府県において本基本計画を基本としつつ実情に即した都道府県計画を策定するよう努めるものとする、とされ、また市町村においても基本計画および都道府県計画を基本としつつ実情に即した市町村計画を策定するよう努めるものとする、とされている。
- ▶ 今後、今回の協議内容をふまえ認知症施策推進本部を開催し、閣議決定される予定。

## ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会

### ◇第 4 回(2024.9.20)

- ▶ 9月20日、厚生労働省は第4回ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会(座長:田中滋埼玉県立大学理事長)を開催した。
- ▶ 今回は、これまでの議論を踏まえて更に議論すべき論点について協議が行われ、「ケアマネジャーの専門性を更に発揮するために必要な業務の在り方や取組」「幅広い世代に対するケアマネジャーの人材確保・定着に向けた取組」についてこれまでの意見をふまえた論点が示され、協議が行われた。
- ▶ 示された論点は以下のとおり。  
＜ケアマネジャーの専門性を更に発揮するために必要な業務の在り方や取組に関する論点＞  
○居宅介護支援事業所と地域包括支援センターにおける(主任)ケアマネジャーの現在の業務や配置の状況、それを踏まえた今後あるべき役割分担・連携の在り方についてどのように考えるか。

○ケアマネジャーがその専門性を生かし、要介護者等の相談援助やケアプランの作成、関係者との連絡調整といった本来業務に注力し、要介護者に対する支援が適切に行われるようにするためには、業務の効率化を図りつつ、その役割や業務の在り方を整理する必要があるが、本来業務とそれ以外の業務について具体的にどのように考えるか。

○ケアマネジャーの「本来業務」について、ICT化による業務効率化を更に進めるための方策や事業所内での事務職員との役割分担等について、どのように考えるか。

○ケアマネジャーの「本来業務」以外の業務について、地域に資源がない場合についても確実に支援できる体制を確保する必要があるが、新たな地域資源の創出等についてどのような方策が考えられるか。また、その検討のために地域ケア会議等での積極的な議論を促すための方策についてどのように考えるか。

＜幅広い世代に対するケアマネジャーの人材確保・定着に向けた取組に関する論点＞

○ケアマネジャーの年齢構造を踏まえると、今後、多くの方が定年年齢に達することが見込まれることから、若年層やミドル層の担い手の確保が重要と考えられるが、どのような方策が考えられるか。

○特に、資格を有しているがケアマネジャーとして就業していない「潜在ケアマネジャー」の復職について、再研修の在り方も含めどのような方策が考えられるか。

○一方で、地域で長く活躍し続けていただくため、シニア層にあるケアマネジャーの働きやすい環境の整備についてどのような方策が考えられるか。

## 5. 障害者

### <通知・公表>

#### 令和5年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果を公表(2024.9.4)

▶ 9月4日、厚生労働省は令和5年度使用者による障害者虐待の状況等の結果を公表した。

▶ 主な結果は以下のとおり。

#### 1 通報・届出のあった事業所数・対象となった障害者数

通報・届出のあった事業所数は、前年度と比べ22.9%増加し、1,512事業所。

通報・届出の対象となった障害者数は、前年度と比べ29.4%増加し、1,854人。

#### 2 虐待が認められた事業所数・障害者数

虐待が認められた事業所数は、前年度と比べ4.0%増加し、447事業所。

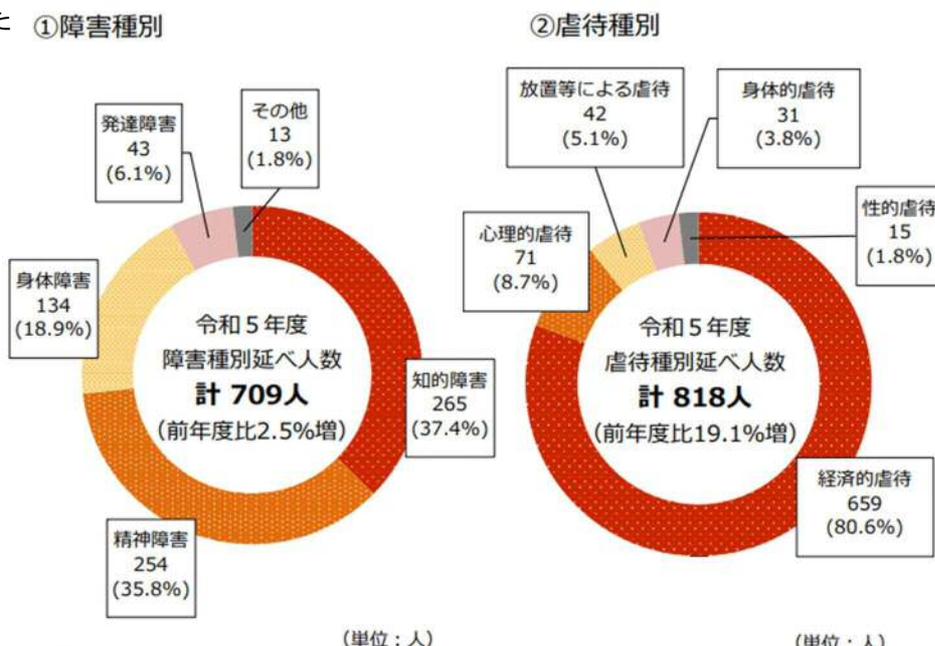
虐待が認められた障害者数は、前年度と比べ16.0%増加し、761人。

#### 3 認められた虐待の種別

認められた虐待の種別では、経済的虐待が659人(80.6%)で最多。

#### ○虐待が認められた ①障害種別

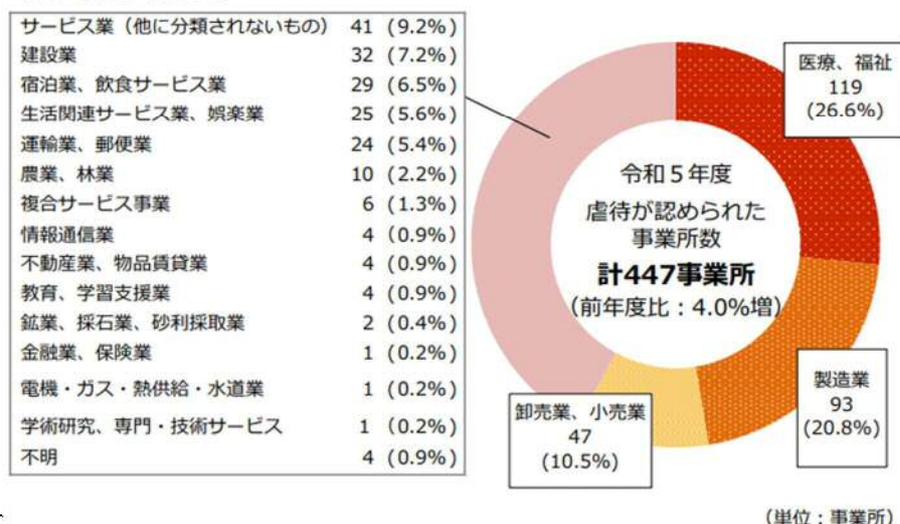
障害者数



#### ○虐待が認められた ①業種別

事業所の業種

ほか 計188 (42.1%)



## 6. 子ども・家庭福祉

### <会議>

#### 子ども政策推進会議

##### ◇第4回(2024.9.9)

- ▶ 9月9日、子ども家庭庁は第4回子ども政策推進会議を持ち回りで開催し、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第6次)」を取りまとめた。
- ▶ 本計画は青少年インターネット環境整備法(平成20年法律第79号)第8条に基づき、子ども政策推進会議が計画を定め、その実施を推進するもので、施策の進捗状況、社会情勢等を踏まえ、策定後3年を目途に見直しを行うこととされている。(現行の第5期計画は令和3年6月に決定)
- ▶ 今回の計画の主な内容は以下のとおり。

#### 【第6次基本計画(案)のポイント】

##### 1 青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進

- 「インターネットは危険だから、子どもには使わせない」から、ICTリテラシーと情報モラルをより向上させ、「賢く正しく使う」(利活用)という方向へ  
・ 情報「発信」を契機とするトラブル等に対する取組等の推進 ～トラブル事例及びその対応策をまとめた事例集の作成や啓発講座の実施等  
・ インターネット・リテラシーの向上の推進 ～生成AIや偽・誤情報への対応を含めた学習コンテンツの開発等

##### 2 フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進

- フィルタリング利用率の向上に向けた青少年インターネット環境整備法上の義務の徹底  
・ 携帯電話事業者・契約代理店による青少年確認義務、フィルタリングサービス説明義務、フィルタリング有効化措置義務等の実施徹底
- 青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の推進  
・ 特定サーバー管理者(SNS事業者等)に対する閲覧防止措置の啓発の推進
- 低年齢層のこどもの保護者への働きかけ強化  
・ 親子でのスマホ共用を想定した携帯電話事業者等による情報提供 ～フィルタリングを手軽にON/OFFできるアプリやサービスの利用等の周知啓発
- 容易な設定が可能なフィルタリングの「カスタマイズ機能」や、「ペアレンタルコントロール機能」の普及推進  
・ カスタマイズ機能 ～WEBコンテンツや起動可能アプリの学齢に応じた制限、サイト・アプリの個別の制限等  
・ ペアレンタルコントロール機能 ～青少年の発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロール  
} これらに関する保護者への周知啓発  
できる技術的手段。フィルタリングのほか、時間管理機能や課金制限機能等

##### 3 「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進

- 家庭における「親子のルールづくり」等により、青少年の発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理(非技術的手段によるペアレンタルコントロール)  
・ インターネット利用の低年齢化や利用時間の長時間化が進んでいる現状を踏まえ、保護者等に対する周知啓発を促進
- 学校、家庭、社会において、青少年及び保護者に対して、インターネットを安全に利用するための教育・啓発を推進

##### 4 その他相談・支援体制の継続的な整備推進等(ネットいじめ、SNS等ネット上のトラブル、性被害防止、人権侵害、プライバシー侵害等への対応)

- トラブルの予防法や相談窓口等について関係団体・事業者と連携した普及促進  
・ インターネット上で名誉棄損やプライバシー侵害等の被害を受けた青少年からの相談への対応推進  
・ インターネット・ホットラインセンター等の活用等による削除依頼の対応推進
- SNS上のこどもの性被害の恐れのある書き込み等についての注意喚起・警告活動の推進

⇒ 施策の推進状況や、主要各国における最近の対策の動向等を踏まえつつ、法令改正の要否も含め、関係省庁等が連携して具体的な方策の検討を進めるとともに、3年後を目途に第6次基本計画を見直す

#### 子ども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会

##### ◇第2回(2024.9.26)

- ▶ 9月26日、子ども家庭庁は子ども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(座長:秋田喜代美学習院大学文学部教授東京大学名誉教授)を開催した。
- ▶ 今回は、今後の主な検討事項と進め方が下記のとおり示された。

##### ○主な検討事項

- ・ **令和7年度の利用時間**(利用可能枠の在り方)について
- ・ **人員配置、設備運営基準**(内閣府令)について
- ・ **安定的な運営の確保**について
- ・ 子ども誰でも通園制度を実施する上で**手引きになるようなものの作成**について(年齢ごとの関わり方の留意点や、利用方法の組み合わせ方等)
- ・ **総合支援システム**について(個人情報取り扱いを含む)

	令和7年度の利用可能時間について	令和7年度の人員配置、設備運営基準等について	安定的な運営の確保について	こども誰でも通園制度を実施する上での手引について	総合支援システムについて
第2回 (9月26日)	・第1回での議論も踏まえ、引き続きご意見をいただく			・骨子(案)の提示  ・作成に向けてご意見をいただく	・現状の報告  ・構築に向けてご意見をいただく
第3回 (10月下旬予定)	・令和7年度の対応方針(案)の提示 ・令和7年度の対応方針(案)や令和8年度の給付制度の実施に向けてご意見をいただく				
第4回 (12月上旬予定)	・議論の取りまとめ(令和7年度の事業の実施や令和8年度の法律に基づく給付制度の実施に向けて)				
令和6年12月下旬 ～ 令和7年3月	・令和7年度の補助基準を策定	・人員配置、設備運営基準(内閣府令)を公布 ・各自治体で条例を策定	・令和7年度の補助基準を策定	・初版の完成・周知 ※4月以降となる可能性あり	・試行運用(2月～)
令和7年4月以降	・給付化に当たっての利用可能時間の在り方について整理・令和7年度中に内閣府令で規定	・給付化に当たっての人員基準、設備運営基準の在り方について整理	・給付化に当たっての公定価格の在り方等について整理・令和7年度中に告示で規定	・随時改定	・本格運用開始

▶ こども誰でも通園制度の実施にあたっての手引の骨子案が下記のとおり示され、協議が行われた。

## 手引の骨子(案)について

○ 令和7年度のこども誰でも通園制度の事業の実施にあたり、実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、この制度の趣旨目的を理解し、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法など、適切に事業を実施する上で参考となる事項について、手引きを作成する。

### I 基本的事項(制度の意義等)

#### ① 制度の意義

1. 基本的な考え方
2. こどもの成長の観点からの意義
3. 保護者にとっての意義
4. 保育者にとっての制度の意義
5. 制度の意義を実現するための自治体の役割

#### ② 制度の概要について

1. 制度の概要(給付、利用対象、指導監査等)
2. 事業の全体像(事業実施方法(継続的な利用・スポット利用など)、利用の流れ、システムの活用、関係機関と連携した支援等)

### II 事業実施の留意事項

- ① 共通事項(安全の確保、食事の取扱い等)
- ② 通園初期の対応(親子通園含む)
- ③ 年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
- ④ 特別な配慮が必要なこどもへの対応(障害児、医療的ケア児等)
- ⑤ その他(広域利用、過疎地での実施等)

### III その他の留意点等

- ① 個人情報の取扱いについて
- ② 他制度との関係(一時預かり事業との関係性、待機児童問題等への配慮)
- ③ 要支援家庭への対応上の留意点(関係機関との連携等)

※ 事例集についてもあわせて作成し、手引の別紙として位置付ける予定。

## ◇第 1 回(2024.6.26)

- ▶ 6 月 26 日、こども家庭庁はこども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(座長:秋田喜代美学習院大学文学部教授東京大学名誉教授)を開催した。
- ▶ 本検討会はこども誰でも通園制度の令和 7 年度からの制度化及び令和 8 年度からの本格実施に向けて、検討が必要な各論点について検討することを目的とするもの。
- ▶ 第 1 回目では、今後の主な検討事項として下記が示された。
  - 令和7年度の利用時間(利用可能枠の在り方)について
  - 人員配置、設備運営基準(内閣府令)について
  - 安定的な運営の確保について
  - こども誰でも通園制度を実施する上で手引きになるようなものの作成について(年齢ごとの関わり方の留意点や、利用方法の組み合わせ方等)
  - 総合支援システムについて(個人情報の取り扱いを含む)

## こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

### ◇第 6 回(2024.8.2)

- ▶ 8 月 2 日、こども家庭庁は第 6 回子ども・子育て支援等分科会(分科会長:秋田喜代美学習院大学文学部教授)を開催し、「子ども・子育て支援関係制度改正等の状況」「保育施策関係の最近の動向」「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案」「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定等」について報告および協議が行われた。
- ▶ 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案」については、今年 6 月の子ども・子育て支援法の改正に伴い、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業が創設され、これら 2 事業及び産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたほか、特定教育・保育施設における職員の処遇等の経営情報の公表することとされたことをふまえ、関係する基本指針の規定の改正案が示された。
- ▶ 「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定等」については、今年 5 月の次世代育成支援対策推進法の改正に伴う、内閣府令および行動計画策定指針の改正案が示され、協議が行われた。

### 次世代育成支援対策推進法の一部改正に基づく内閣府令の制定

- 特定事業主が特定事業主行動計画を策定するに当たっては、職員の育児休業等の取得の状況、勤務時間の状況についての把握、分析、改善を行うとともに、数値目標を定めることが義務付けられているが、目標設定や把握分析のその具体的な内容については府令において定めることとしている。(第19条第3項)



#### 内閣府令の概要(案)

- 育児休業「等」の範囲
  - ⇒配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇とする
- 把握すべき「職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況」の範囲
  - ⇒・男性職員の育児休業取得率及びその取得期間の分布状況
  - ・男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率
  - ・一人当たりの各月の超過勤務時間及び上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員数
- 「改善すべき事情について分析」の方法
  - ⇒「行動計画策定指針を踏まえ適切な方法により分析」することを規定
- 定量的に数値目標を定めなければならない「職員の育児休業等の取得の状況及び勤務時間の状況」
  - ⇒・男性職員の育児休業取得率及び取得日数の分布状況
  - ・管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの年間超過勤務時間数

## こども家庭審議会 基本政策部会

### ◇第 13 回(2024.8.22)

- ▶ 8月22日、こども家庭庁は第13回こども家庭審議会 基本政策部会(部会長:秋田喜代美学習院大学文学部教授)を開催し、「こども施策の動き」「基本政策部会の今後の進め方」について報告・協議を行った。
- ▶ 今後の進め方については、次年度以降のこどもまんなか実行計画の改定を見据えたPDCAの回し方、今後議論したいこと等について協議が行われた。(今後、年内にあと2回協議を行う)
- ▶ また、年明けからは、各分科会・部会やこども・若者、地方団体等から意見聴取を行い、5月頃を目途に、こどもまんなか実行計画2025の策定に向けたこども家庭審議会としての意見を取りまとめることが示された。

## こども家庭審議会基本政策部会 こども・若者参画及び意見反映専門委員会

### ◇第 8 回(2024.8.19)

- ▶ 8月19日、こども家庭庁は、第8回こども家庭審議会基本政策部会 こども・若者参画及び意見反映専門委員会を開催し、審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用について協議を行った。
- ▶ 協議では、こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等におけるこども・若者委員の登用に関する調査結果の報告が行われ、本調査を踏まえたこども・若者委員の登用に向けた今後の取組について、下記のとおり示された。
  - 本調査結果については、各府省庁に通知し、現状を共有するとともに、ヒアリング実績や工夫の方法を参考にしながら、こども・若者委員の登用や意見聴取の取組について検討を進めていただくこととする
  - 調査結果を踏まえると、審議会・懇談会等への参画は、委員等への任命のみならず、ヒアリングなど様々な手法が想定されるが、いずれの手法でも、意見を言いやすいように、「環境整備」が必要であるため、環境整備に必要な事項についての検討を専門委員会で行っていただきたい。
  - 環境整備に関して、今年度議論いただいた結果については、こども家庭庁から各府省庁に改めて周知することとしたい。

## 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会

### ◇第 12 回(2024.9.20)

- ▶ 9月20日、文部科学省は、第12回今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会(座長:無藤隆白梅学園大学名誉教授)を開催し、最終報告について協議が行われた。
- ▶ 本有識者検討会は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3要領・指針に基づく教育活動の成果及び課題の把握や、今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の検討を一体的に行うべく、令和5年12月に設置され検討が進められてきた。
- ▶ 最終報告案の主な概要は以下のとおり。

## 第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

### 1. 幼児教育の重要性

- ・人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。
- ・近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。
- ・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。

### 2. 幼児期の発達の特徴

- ・幼児期は活動意欲が高まる時期でもあり、幼児はいろいろな場所に出掛けて行き、様々な出来事や自然・文化的な事物・事象、人々との出会いや関わりの中で直接的・具体的な体験をし、自分にとって大切なことを学び、身に付けていく。

### 3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が、意図的・計画的に、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって構成された環境の下で、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、遊びを通しての指導を中心的に行うことが重要。

## 第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

### 1. 幼児教育の基本に関する事項

#### (1) 身体の諸感覚を通じた豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム・動画視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

#### (2) 自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらの影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。また、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。
- ・幼児期は、知識・技能を教え込むのではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育てていくようにすることが重要。(参照:「幼児教育と小学校教育がつながってどうなるか?」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/mext\\_02697.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html))
- ・国においては、幼児期の発達の特徴や幼児期にふさわしい教育の在り方について、一層の普及・啓発に取り組んでいくことが必要。

### (3) 幼児教育において育みたい資質・能力

・幼児教育施設において小学校以降の資質・能力を育むことの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきたとの成果がある一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。

### (4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等で活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっているなどの成果がある一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしたり、幼児を当てはめてできる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

### (5) 幼児理解に基づいた評価

・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。

## 2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

### (1) 幼児教育施設におけるICTの活用

・国において、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確化、ICTの効果的な活用方法やデジタル環境の整備、低年齢児への弊害やリスク、活用上の留意点について検討が必要。

### (2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

・幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携、幼児教育施設へのアドバイザー等の派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が重要。

### (3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

・教育課程に係る教育時間終了後においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、国・地方自治体において、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究が必要。

### (4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

・満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の幼児教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した、幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。

### (5) 地域における幼児教育施設の役割

・幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。

・保護者が幼児教育施設に対し、長時間の預かりを求めたり、幼児の教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる。幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する役割等を発揮し、支え合いながら一体となって子育てに取り組むことが必要。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及啓発を行っていくことが重要。

### 3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

- ・国においては、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、一部の地域において、幼児教育施設において小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において入学当初の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。
- ・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による幼保小の連携・接続の取組の中断等により、全国的にみると未だ不十分。
- ・小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また不登校児童の増加率が高いことを踏まえ、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小の接続期の教育の充実に取り組むことが重要。
- ・幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要。特に小学校入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要。
- ・小学校以降で進められている教育の方向性（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている。小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。

## 第3章 必要な条件整備

### 1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

・幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管又は他の関係部局が所管する場合においても一定の責任を果たす体制を構築することなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要。

### 2. 今後の幼児教育施設の在り方

・今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることが見込まれる中、国において、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後のその在り方について検討を進めることができるよう、調査研究を行うことなどが必要。

・とりわけ著しく減少を続けている公立幼稚園については、これまで果たしてきている役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要。

### 3. 幼児教育施設への支援体制

- ・地方自治体において、
  - 地域の幼児教育ビジョンを明確にし、幼児教育センターの設置・活用、幼児教育施設の合同研修、幼児教育アドバイザー・架け橋コーディネーター等の育成・配置等を推進
  - 教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築
  - 国公立の幼児教育施設のネットワークやプラットフォームの構築、公開保育等を推進
- ・国において、
  - 幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を法令等に位置付け、広域連携を推進
  - 地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の体制構築等の取組を支援
  - NIERによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進
  - 幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化等を推進

※NIER：国立教育政策研究所幼児教育研究センター

### 4. EBPMの推進

- ・今後、国において幼児教育の在り方について検討を行うに当たっては、幼児教育の大規模縦断調査や諸外国の動向等の調査研究から得られたエビデンスを生かしながら検討を進めていくことが重要。

※EBPM：証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）

<通知・公表>

#### 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第20次報告)(2024.9)

- ▶ 9月、こども家庭庁は子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第20次報告)を公表した。
- ▶ 本報告では、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの12か月間に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例及び地方公共団体において児童相談所や市区町村の虐待対応担当部署が児童虐待相談として受理した事例のうち、こどもの死亡には至らなかったものの「身体的虐待」等による生命の危険に関わる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があり、令和5年10月1日時点で関わりが継続している重症事例について分析等を実施し、明らかになった課題を受けて報告が取りまとめられている。
- ▶ 本とりまとめにあたっての課題と国への提言として下記8点について整理された。
  1. 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応
  2. 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進
  3. 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上
  4. 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備
  5. 一時保護の適正性及び手続の透明性の確保と解除後の支援体制の整備
  6. 地域をまたがる(転居)事例への適切な対応の推進
  7. 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進
  8. こども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

- ① 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備
    - ・全ての妊産婦、子育て家庭、こどもに対して、妊娠期からの虐待予防の視点に立った一体的で包括的な相談支援体制の充実。
    - ・「こども家庭センター」について、今後も着実な設置が進むよう、市区町村に対して必要な支援を継続するほか、市区町村における支援体制の一層の充実を図る。
    - ・地域の実情に応じて妊産婦のメンタルヘルスに係る課題に対応できる連携体制の構築を推進していく。
  - ② 精神疾患のある保護者等への相談・支援体制の強化
    - ・精神疾患のある保護者に対して適切な支援が行われるよう、精神保健の観点から、保健・医療・福祉のより一層の連携強化。
  - ③ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実
    - ・児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知啓発や民間支援事業者の活用促進を進めるなど、広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備を行う。
- 2 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進
- ・都道府県による市区町村等の支援状況や連携方策、その実態などを把握し、各機関が相互理解を深めながら同一の支援方針に基づいて確実に役割を遂行できる体制の整備を促進する。
  - ・障害者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供や本人の意思を尊重した必要な支援を確実に行うための体制構築等について、障害保健福祉部局、母子保健部局、児童福祉部局、文部科学省等の連携による取組を推進していく。
- 3 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上
- ・地方公共団体において必要な人員体制やその専門性が確保されるよう、児童相談所の医師や保健師、弁護士等の専門職の活用状況やよりよい活用例について情報の収集及び周知や研修等の支援を行うとともに、児童福祉司等のソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進を図る。
  - ・「こども家庭ソーシャルワーカー」認定のための研修受講の促進について、地方公共団体等への周知を進める。

- 4 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備
  - ・地方公共団体において、要保護児童対策地域協議会の効果的な運用が行えるよう、より一層の取組の充実に向けて支援を行う。
- 5 一時保護の適正性及び手続の透明性の確保と解除後の支援体制の整備
  - ・「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」の活用等により客観的に状況把握した上で、こどもの安全確保や保護者支援等のための具体的な支援のための計画を児童相談所・市区町村・関係機関等の役割を明確にした上で作成することを、引き続き周知を進める。
  - ・一時保護解除後を見越した継続支援や、親子関係の再構築における保護者支援プログラム等の活用について、引き続き、地方公共団体の取組を促進していく。
- 6 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進
  - ・転居は家族に変化が生じるきっかけとなることから、転居によるリスクの変化については慎重に判断する必要があることを、引き続き周知していく。
- 7 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進
  - ・地方公共団体が検証を実施する際に関係機関からの情報を収集しやすいよう、必要な対応について検討を行う。
  - ・地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、死亡事例検証結果を用いた研修方法の調査研究結果等について周知に努めるとともに、死亡事例等重大事例が発生した際に検証に向けて地方公共団体が把握する情報の精度を高めるための支援策について検討していく。
- 8 こども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討
  - ・こどもの意見や意向を踏まえた対応が可能となるよう、自治体で実施してきているこどもの権利擁護体制強化事業の取組状況を踏まえ、地方公共団体における体制整備への支援や取組例の周知などの具体的な取組に関する技術的な助言をしていく。

保育所等関連状況取りまとめ(2024.8.30)

- ▶ 8月30日、こども家庭庁は令和6年4月1日時点での保育所等の定員や待機児童の状況を取りまとめた。
- ▶ 本取りまとめは、全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施しているもの。
- ▶ 主なポイントは以下のとおり。

【保育所等関連状況取りまとめのポイント】

- 保育所等利用定員\*<sup>2</sup>は304万人（前年比0.6万人の減少）
- 保育所等を利用する児童の数は271万人（前年比1.2万人の減少）
- 待機児童数は2,567人で前年比113人の減少
  - ・待機児童のいる市区町村は、前年から14減少して217市区町村。
  - ・待機児童が100人以上の市区町村は2市。
  - ・待機児童が100人以上増加した市区町村は1市。

## 7. 地域福祉

### <会議>

#### 地域共生社会の在り方検討会議

##### ◇第3回(2024.8.21)

- ▶ 8月21日、厚生労働省は第3回地域共生社会の在り方検討会議(座長:宮本太郎中央大学法学部教授)を開催した。
- ▶ 第3回では、成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について協議が行われた。

### 検討事項

#### 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性について

##### <新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方について>

- 今後、成年後見制度が「他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時期に必要な範囲・期間で利用できる」制度に見直されるとした場合、判断能力が不十分な人(本人)の地域生活を支えるためには、地域福祉において、どのような連携・協力体制を構築すべきか。

- ・ 少なくとも、本人に対する生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービス)を提供する取組が必要と考えられ、その実施主体及び方法等について、どのように考えるか。【イメージ①】
- ・ 生活支援等のサービス提供に当たっては、本人の希望に応じ、本人の意思決定を支援することが重要と考えられ、本人に対する意思決定支援の範囲及び実施主体等について、どのように考えるか。【イメージ②】

※ これらの点を検討する際、支援の持続可能性、既存の取組・地域資源の活用等を考慮するほか、判断能力が不十分な人が「配慮を要する消費者」とされていることに留意する必要がある。

##### <「中核機関」(※)に求められる新たな役割及びその位置付けについて>

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

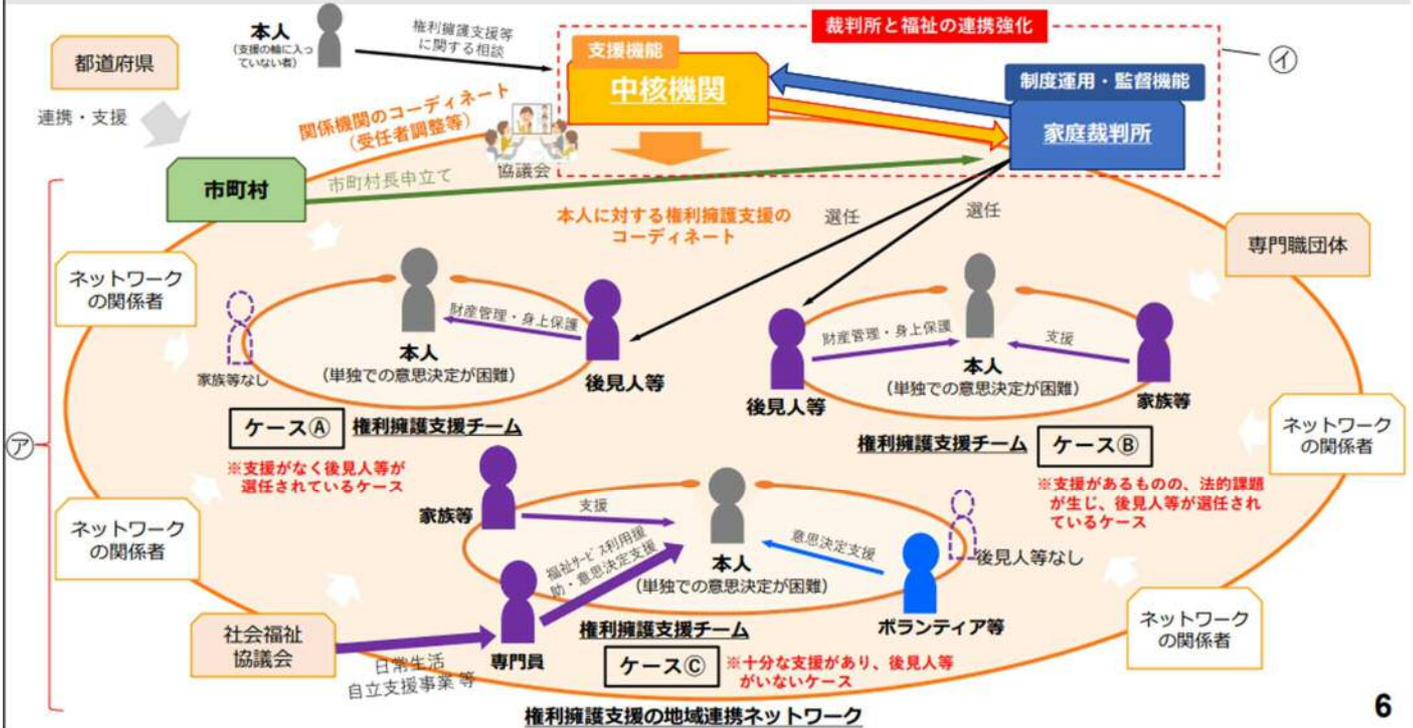
- 成年後見制度の見直しに伴い、司法と福祉との連携強化等を図る観点から、中核機関は、今後、どのような役割を果たすことが必要になると考えられるか。【イメージ①】

※ その際、新たな役割に応じた中核機関の位置付けやその名称等についても検討する必要がある。なお、検討に当たっては、中核機関の整備状況及び経緯等について考慮する必要がある。

# 本人を地域で支えるための支援の実施体制及び方法、中核機関の役割・位置付けについて

イメージ①

- ・ 現在、地域には、本人を支える支援の輪（後見人を含む。）が多様に存在しているが、今後、成年後見制度が見直された場合、後見人以外の支援を得て後見人が退任となる場合や、途中交代となる場合、重大な法律行為の発生により一時的に後見人を退任する場合等の発生が想定される。
- ⑦今後、成年後見制度が見直された場合、**地域福祉における本人に対する支援体制として、どのような主体が、どのような方法により実施することが適当か**について検討する必要がある。
- ⑧また、成年後見制度の見直しも見据え、家庭裁判所との関係において、**中核機関の果たすべき役割やその位置付け**について検討する必要がある。



6

# 地域福祉関係機関による意思決定支援の範囲及び実施主体について

イメージ②

今後、成年後見制度が見直されることによって、地域において、判断能力が不十分な人の意思決定を後見人以外の方が支援する場面が増えることも想定される。以下に例示した、本人に生じ得る意思決定のうち、**地域福祉関係機関（組織・チームレベル）**において、**対応が必要かつ、支援が可能な意思決定支援の範囲及び実施主体**について検討する必要がある。

	低	← 必要となる判断能力の程度	→	高
財産管理	【法】日用品の購入	【法・日】預貯金の預入・払戻	【法・日】自動振込・振替手続	
	【法】ICカードへのチャージ	【法・日】公共料金・税の支払い	【法・日】銀行口座の開設・解約	【法】遺言書作成
	【法・日】家賃の支払い	【法・日】賃貸借契約の単純更新	【法・日】居住家屋の賃借	【法】遺産分割協議
身上保護	【法・日】福祉サービスにおける利用料の支払い	【法・日】福祉サービス利用援助契約の軽微な変更	【法・日】福祉サービス利用援助契約の締結	
	【法・日】年金・福祉手当受領	【法・日】要介護認定の申請	【法・日】福祉施設入所契約	
その他	食材の選択	【法】レストランでの支払い		
	旅行先の決定	【法】ホテルの予約	【法】航空チケットの購入	

※【法】は「法律行為又は法律行為に準ずるもの」を、「日」は「日常生活自立支援事業において、利用援助を行っている行為」を指す。

**本人**  
による意思決定

**個人レベル**  
(本人に身近な家族等)  
による支援が必要な意思決定

**組織・チームレベル**  
(日自事業、権利擁護支援チーム等)  
による支援が必要な意思決定

**後見人等**  
(専門職、市民、法人等)  
による法定代理が  
必要な意思決定

7

## 新たな地域医療構想等に関する検討会

### ◇第8回(2024.9.6)

- ▶ 9月6日、厚生労働省は第8回新たな地域医療構想等に関する検討会(座長:遠藤久夫 学習院大学長)を開催した。
- ▶ 今回は、入院医療について協議が行われ、病床機能・医療機関機能について下記のとおり整理が行われた。
  - 新たな地域医療構想においては、以下の3つの観点に基づき、病床機能・医療機関機能の整理を行い、医療提供体制を構築していく。
    - ＜病床区分毎の必要量＞  
基本的に診療実績データをもとに、病床区分毎に2040年における地域の病床の必要量を推計。将来の病床の必要量と基準病床数との関係を整理し、位置づけを明確化。
    - ＜医療機関機能の明確化＞  
地域での医療提供体制を検討・議論するにあたり、連携・再編・集約化に向けて、地域で求められる役割を担う医療機関機能を新たに地域医療構想に位置づける。
    - ＜医療機関の報告等＞  
地域の状況・取組進捗等を把握し、地域で協議を行って取組を推進するとともに、国民・患者に共有することを目的に、病床機能や医療機関機能を報告する。その際、診療報酬における届出等に応じた客観性を有する報告とし、一定の医療機関の役割を明確にする仕組みを創設。

### ◇第7回(2024.8.26)

- ▶ 8月26日、厚生労働省は第7回新たな地域医療構想等に関する検討会(座長:遠藤久夫 学習院大学長)を開催した。
- ▶ 今回は、新たな地域医療構想を通じて目指すべき医療について協議が行われた。
- ▶ 会議では、目指すべき医療提供体制の基本的な考え方(案)において「85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年以降においても、全ての地域・全ての世代の患者が、適切な医療・介護を受け、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を実現する必要がある」とし、「入院医療だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携等を含め、地域における長期的に共有すべき医療提供体制のあるべき姿・目標として、地域医療構想を位置づける」と示された。

## 新たな地域医療構想の基本的な方向性(案)

病床の機能分化・連携を中心とした地域医療構想をバージョンアップし、85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年頃、さらにその先も見据え、全ての地域・全ての世代の患者が適切な医療を受けられる体制を構築できるよう、入院医療だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の新たな地域医療構想を策定する。

現行の地域医療構想

病床の機能分化・連携

新たな地域医療構想

入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の課題解決を図るための地域医療構想へ

### 地域の患者・要介護者を支えられる地域全体を俯瞰した構想

85歳以上の高齢者の増加に伴う高齢者救急や在宅医療等の医療・介護需要の増大等、2040年頃を見据えた課題に対応するため、入院に限らず医療提供体制全体を対象とした地域医療構想を策定する。

### 今後の連携・再編・集約化をイメージできる医療機関機能に着目した医療提供体制の構築

病床機能だけでなく、急性期医療の提供、高齢者救急の受け皿、在宅医療提供の拠点等、地域で求められる医療機関の役割も踏まえ医療提供体制を構築する。

### 限られたマンパワーにおけるより効率的な医療提供の実現

医療DXや働き方改革の取組、地域の医療・介護の連携強化等を通じて、生産性を向上させ、持続可能な医療提供体制モデルを確立する。

## <通知・公表>

### 総務省「ごみ屋敷」対策に関する調査結果に基づく通知(2024.8.28)

- ▶ 8月28日、総務省は「ごみ屋敷」対策に関する調査結果に基づく通知を公表した。
- ▶ 調査は、「ごみ屋敷」事案の実態や、国及び市区町村の対応状況、課題等を明らかにすることを目的として実施した。
- ▶ 調査結果をふまえ、総務省は、環境省、厚生労働省、総務省(消防庁)及び国土交通省に対し、市区町村における多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応を可能とする観点から、関係省庁で連携し、活用可能な支援方策や取組事例等の情報をパッケージとして示すことを要請した。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

### 「ごみ屋敷」対策に関する調査結果(概要)



#### ! 調査の背景

[通知日: 令和6年8月28日 通知先: 環境省、厚生労働省、総務省(消防庁)、国土交通省]

- いわゆる「ごみ屋敷」は、物品の堆積による悪臭・害虫の発生や火災のおそれなど、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼしている
- 「ごみ屋敷」の解消のため、一部の市区町村においては条例を制定するなどして対応しているが、居住者が堆積物の排出に応じない、一旦堆積物を排出しても「ごみ屋敷」が再発するなど、市区町村は対応に苦慮
- 本調査は、調査対象30市区が把握している「ごみ屋敷」事案(解消62・未解消119の計181事例)を整理することにより、「ごみ屋敷」事案の実態や、市区町村の対応状況、課題等を明らかにすることを目的として実施

※ 全国における「ごみ屋敷」の認知件数は、平成30~令和4年度累計で5,224件(令和4年度「ごみ屋敷」に関する調査報告書(令和5年3月環境省))

#### 📄 主な調査結果

- 未解消事例の約3割は堆積物を有価物であると主張し、排出に応じない状況。現行の国の指針・通知の内容では、廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当するとの判断が困難であり、排出指導も困難とする意見あり。一方、他法令(公営住宅法、消防法)に基づく指導・助言により排出された事例あり
- 居住者の約7割は健康面や経済面の課題(要介護、認知症、精神疾患、生活困窮等)を抱えている状況。関係機関と連携した福祉的支援(介護施設入所、ヘルパー導入、成年後見等)や経済的支援(ごみ出し支援等)により解消した事例あり
- 未解消事例の約3割は、一旦堆積物が排出されても再発している状況(再発の可能性があるとする市区が判断している事例を含む。)。再発防止の観点から福祉的支援を継続し、再発防止に効果を上げている例あり

※ 上記に関し、調査した市区からは、関連する法令の解釈に資する情報を含め、関連する国の支援方策や他の市区町村における取組事例等を教えてほしいとの意見あり

#### 👉 当省の意見

市区町村における多種多様なアプローチを組み合わせた部局横断的な対応を可能とする観点から、関係省庁が連携し、下記のような活用可能な支援方策や取組事例等の情報をパッケージとして示すこと

- 廃棄物該当性の判断に資する情報【環境省】、公営住宅入居者への対応に係る情報【国土交通省】、火災予防の観点からの情報【総務省(消防庁)】
- 健康面・経済面の活用し得る支援方策・取組事例【厚生労働省】
- 再発防止の取組事例【環境省・厚生労働省】など

#### 💡 期待される効果

市区町村における「ごみ屋敷」事案に対する手段の増加



「ごみ屋敷」事案の改善、周辺地域や居住者の生活環境の改善

## 8. 人材確保等

### <会 議>

#### 介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会報告書公表（2024.9.24）

- ▶ 9月24日、介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会が報告書「介護福祉士国家試験パート合格の導入の在り方について」を取りまとめた。
- ▶ 国家試験の科目を3つに分類し、合格水準に達したパートは受験年の翌々年まで有効期限を設定する方針などが盛り込まれた。
- ▶ 少子高齢化が進展する中、厚生労働省は、2040年（令和22年）度末までに新たに約57万人の介護人材の確保が必要としているが、介護福祉士国家試験の受験者は、第31回試験（平成30年度）の94,610人をピークに減少している。
- ▶ 実務経験ルートでの受験者が8割を占め、就労と試験に向けた学習の両立が課題とされている。報告書では、より受験しやすい実施方法等への見直しを行うことが必要、実施時期は令和8年1月の試験より導入が妥当としている。
- ▶ 報告書の主な提言は以下のとおり。

#### <パート合格の考え方>

- 受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。
- 国家試験をいくつかのパートに分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌年度の試験において当該パートの受験を免除する「パート合格」を導入することが適当である。
- パート合格は、その導入により、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなる。
- 国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保するものであるため、パート合格の導入によって、介護福祉士の知識及び技能の水準が維持できず、介護サービスの質が低下するものであってはならない。

#### <受験方法>

- 1日間で全パートの試験を実施し、初受験時は全員が全パートを受験する。
- 再受験時には、不合格パートについては、受験を必須とすることが適当である。既にパート合格したパートを受験するか否かは受験者の希望制とし、不合格パートのみを受験するか全パートを受験するかのいずれかの選択を受験者に求めることが適当である。

#### <分割パターン>

- 受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮する観点から、再受験のための学習時に注力すべき科目の特定が容易であると考えられる別紙1の分割パターンの考え方による3分割が適当である。

#### <合格基準等>

- 合格基準は、万が一にも合否の判定に誤りがあってはならず、運営の視点からも複雑すぎないものとすべき。
- 全科目に対する合格基準は、現行と同様に、問題の総得点の6割程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当である。
- パートごとの合格基準は、全体の合格基準点に対し全科目を受験した受験者の平均得点の比率

で按分することにより、合格基準を設けることが適当である。また、全科目に対する合格基準と同様、各パートを構成する科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当である。

- 合否の判断については、全パートを受験した場合には、まず全パートの総得点で判断し、結果が不合格だった際には、パートごとに判断することとし、一部のパートのみを受験した場合には、パートごとに合否を判断することが適当である。
- その上で、パート合格には、受験年の翌々年までを有効期限として設定するべきで、必要に応じて見直しを行うことが適切である。
- このように合格基準・有効期限を設定することを通じて、国家試験合格者の質が担保されると考えられる。

＜運営面への配慮＞

- パート合格は、令和8年1月実施予定の第38回介護福祉士国家試験より導入することが妥当である。導入にあたって、試験センターと引き続き十分な調整を行うことが求められる。

(別紙1)

分割パターンの考え方

- ・パートの分割にあたっては、学習内容の重なりを考慮して、科目群を同一パートとしている。
- ・受験者の利便性・運営面での負担を考慮し、3分割が適当。

現行				
	領域	試験科目	出題数	
午前の試験	人間と社会	人間の尊厳と自立	2	
		人間関係とコミュニケーション	4	
		社会の理解	12	
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	12	
		発達と老化の理解	8	
		認知症の理解	10	
		障害の理解	10	
			医療的ケア	5
	午後の試験	介護	介護の基本	10
			コミュニケーション技術	6
生活支援技術			26	
介護過程			8	
			総合問題	12

3分割			
	試験科目	領域	出題数
A	人間の尊厳と自立	人	2
	介護の基本	介	10
	社会の理解	人	12
	人間関係とコミュニケーション	人	4
	コミュニケーション技術	介	6
	生活支援技術	介	26
	小計		60
B	こころとからだのしくみ	こ	12
	発達と老化の理解	こ	8
	認知症の理解	こ	10
	障害の理解	こ	10
	医療的ケア		5
小計		45	
C	介護過程	介	8
	総合問題		12
小計		20	
合計		125	

(参考：11科目群)

- [1] 人間の尊厳と自立、介護の基本 [2] 人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
- [3] 社会の理解 [4] 生活支援技術 [5] 介護過程 [6] こころとからだのしくみ
- [7] 発達と老化の理解 [8] 認知症の理解 [9] 障害の理解
- [10] 医療的ケア [11] 総合問題

※領域については下記のように記載している。

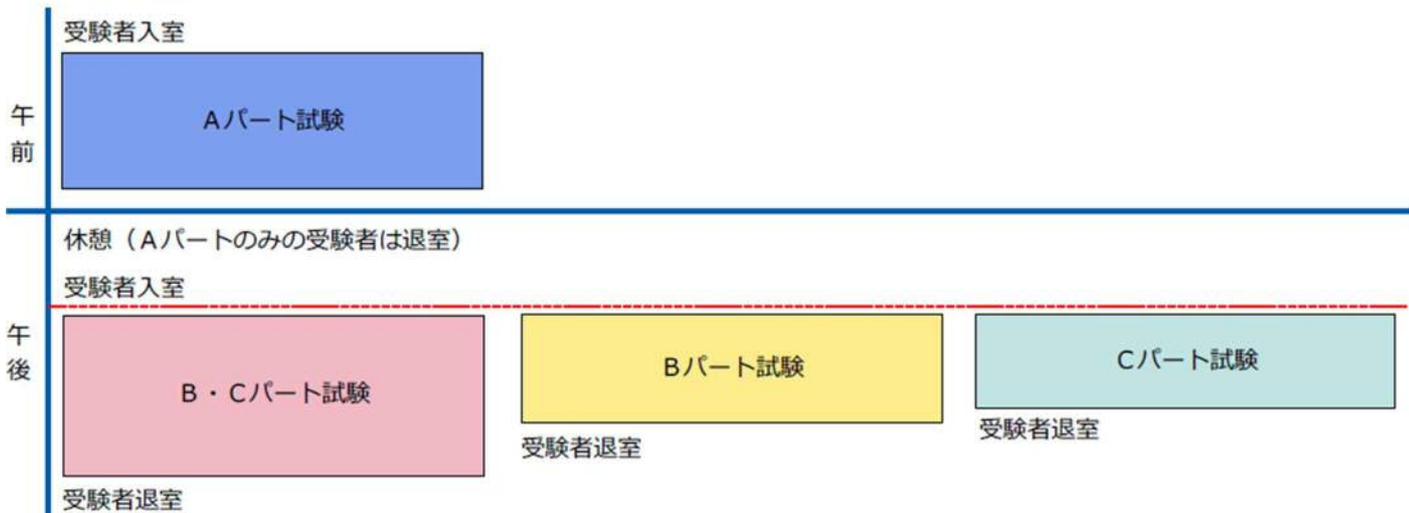
人：人間と社会 こ：こころとからだのしくみ 介：介護

(別紙1)

## 試験当日の運営方法

- ✓ これまで、午前・午後に分けていた方法により単純に3分割して試験を実施する場合、試験前の説明時間の増加やパート別受験のための試験室の移動時間が生じるなど、試験実施に係る所要時間が増加（試験開始時刻を早め、かつ終了時刻を遅くする必要）する。
- ✓ 受験者にとって不利益にも繋がることから、試験の運営方法を以下のとおりとし、可能な限り受験者の負担増を回避。
  - ・ 午前中にAパート試験、午後にB・Cパート試験、Bパート試験、Cパート試験（同一時刻開始）を実施（会場ごとに受験者の状況に応じて設定）。
  - ・ B・Cパート試験は連続して試験を行い、Bパートのみ、Cパートのみの受験対象者は、試験時間終了後、速やかに試験会場から退出。

### 【試験実施のイメージ】



- 【効果】・現行の試験実施に係る所要時間とほぼ同等（全科目を受験する場合）。
- ・一部パートのみを受験する場合、拘束時間が最小限となり受験者の負担を軽減。
  - ・パートを分割するほど運営コストが高むため、午後の各試験を同一時刻に開始することで、会場借料、人件費等のコスト増を抑制。

## 労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）

### ◇第71回(2024.9.13)

- ▶ 9月13日、厚生労働省は第71回労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）(分科会長：奥宮京子 田辺総合法律事務所弁護士)を開催した。
- ▶ 今回は、「令和7年度予算概算要求」「2023年度の年度評価及び2024年度の目標設定」「次世代育成支援対策推進法の一部改正関係」「女性活躍推進及びハラスメント対策」について協議が行われた。
- ▶ 「令和7年度予算概算要求」については、雇用環境・均等局における概算要求の報告が行われた。
- ▶ 「2023年度の年度評価及び2024年度の目標設定」については、下記のとおり年度目標一覧案が示され、協議が行われた。

	2022年度 実績値	2023年度 実績値	2024年度 目標値
①女性活躍推進法に基づく認定を受けた企業数	2,176社	2,716社	3,200社
②次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク取得)企業数	4,131社	4,481社	4,800社
③男性の育児休業取得率	17.13%	30.1%	40%

- ▶ 「次世代育成支援対策推進法の一部改正関係」については、次世代育成支援対策推進法の改正を踏まえた主な省令事項(案)が示され、協議が行われた。
- ▶ 「女性活躍推進及びハラスメント対策」については、雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会 報告書について報告が行われ、協議が行われた。

## 雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会報告書とりまとめ（2024.8.8）

- ▶ 8月8日、厚生労働省は雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会報告書を公表した。
- ▶ 本検討会では、令和6年2月から11回にわたり、雇用の分野における女性活躍推進やハラスメントについて、現状の分析や論点整理を行い、今後の在り方を検討してきた。
- ▶ 本取りまとめは、令和元年の女性活躍推進法成立後も
  - ①常時雇用する労働者の数が301人以上の企業について、男女の賃金の差異の情報公表が義務化されるという新しい動きがあったが、男女の賃金の差異は依然として大きく、女性管理職の割合も国際的に見るとその水準は低い
  - ②ハラスメント関係の相談件数は高止まり傾向にあり、カスタマーハラスメントや就活等セクシュアルハラスメントなどが社会問題化している
 といった課題に加え、平成28年度より施行してきた女性活躍推進法は、令和7年度末で失効するとされている。こうした状況を踏まえ、雇用の分野における女性活躍推進の方向性や、ハラスメントの現状と対応の方向性等について議論し、とりまとめた。
- ▶ 報告書では、「女性活躍推進法等を通じた雇用の分野における女性活躍の更なる推進」「月経・不妊治療・更年期等の健康課題への対応」「職場におけるハラスメント対策の充実」について整理している。
- ▶ 特に、カスタマーハラスメントについては、「企業横断的に取組が進むよう、対策強化が必要。労働者保護の観点から事業主の雇用管理上の措置義務とすることが適当。定義については、社会全体で幅広く受け入れられるものの検討が適当であり、下記の3つの要素のいずれも満たすものとして検討すべき。」としている。
 

【カスタマーハラスメントの要素】

  - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行うこと
  - ②社会通念上相当な範囲を超えた言動であること
  - ③労働者の就業環境が害されること
- ▶ 厚生労働省では、この報告書を踏まえ、今後、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において、引き続き検討するとしている。

### 雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会 報告書（概要）

～女性をはじめとする全ての労働者が安心して活躍できる就業環境の整備に向けて～

- 令和元年に女性活躍推進法等改正法が成立し、一般事業主行動計画の策定義務拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設等を講じてきた。
- 改正法施行後において、
  - ① 常時雇用する労働者の数が301人以上の企業について、男女の賃金の差異の情報公表が義務化されるという新しい動きがあったが、男女の賃金の差異は依然として大きく、女性管理職の割合も国際的に見るとその水準は低い、
  - ② ハラスメント関係の相談件数は高止まり傾向にあり、カスタマーハラスメントや就活等セクシュアルハラスメントなどが社会問題化している、という課題がみられる。
- これらの課題に加え、平成28年度より施行してきた女性活躍推進法は、令和7年度末で失効するとされているところである。
- こうした状況を踏まえ、雇用の分野における女性活躍推進の方向性や、ハラスメントの現状と対応の方向性等について議論し、とりまとめた。

## 1 女性活躍推進法等を通じた雇用の分野における女性活躍の更なる推進

- ① 女性活躍推進法については、10年間期限を延長することが適当。
- ② 事業主行動計画の策定が努力義務である100人以下の企業については、努力義務を維持した上で、支援策の充実が必要。
- ③ 現行のえるほし認定では評価できない企業の積極的な取組・実績を評価できるような仕組みも視野に、必要な見直しを検討すべき。
- ④ 女性活躍に関する情報公表について、
  - ・ 男女間賃金差異については、101人以上300人以下の企業においても公表を義務とすることが適当。
  - ・ 女性管理職比率については、企業の実情を踏まえつつ、開示必須項目とすることが適当。併せて、男女別管理職登用比率の付記を促すことも検討すべき。
  - ・ 情報公表義務がある企業に、女性活躍データベースにおける情報公表を促す方向で、具体的な制度設計を検討すべき。等

## 2 月経・不妊治療・更年期等の健康課題への対応

- ① 性差の特徴に応じて健康課題に取り組むことは社会的便益につながり、労働者個人の生活や仕事のパフォーマンスの向上につながるという視点が重要。プライバシー保護への留意も必要。
- ② 女性特有の健康課題については、ヘルスリテラシーの向上が重要であり、国がコンテンツの作成・周知に取り組むことが望ましい。女性の健康ナショナルセンター（仮称）との連携も重要。
- ③ 女性特有の健康課題への取組の要素を女性活躍推進法の事業主行動計画に盛り込むことを検討すべき。行動計画策定指針に、健康支援やヘルスリテラシー向上の意義、プライバシーへの配慮の必要性等を明記することが考えられる。  
なお、企業が取組む際には、産業保健スタッフの活用も検討されることが望ましい。
- ④ 女性特有の健康課題に取り組む企業を評価するための、えるほし認定制度の見直しをすることが適当。等

## 3 職場におけるハラスメント対策の充実

- ① 一般に職場のハラスメントは許されるものではないという趣旨を法律で明確化することが考えられる。
- ② カスタマーハラスメントについては、
  - ・ 企業横断的に取組が進むよう、対策強化が必要。労働者保護の観点から事業主の雇用管理上の措置義務とすることが適当。
  - ・ 定義については、社会全体で幅広く受け入れられるものの検討が適当であり、別紙の3つの要素のいずれも満たすものとして検討すべき。
  - ・ 取組の強化に当たり、業界団体等や業所管官庁との協力・連携が必要。
- ③ 就活等セクシュアルハラスメントについても、事業主の雇用管理上の措置が講じられるようにしていくことが適当。
- ④ ILO第190号条約に関しては、本検討会で調査・議論した海外法制の状況が参考となるほか、①の法整備も批准に向けた環境整備に資するものと考えられ、引き続き、条約全般について更なる検討を進めることが適切。等

## カスタマーハラスメントの3要素

### ・ カスタマーハラスメントは以下の3つの要素を満たすもの

- ① 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行うこと
  - ② 社会通念上相当な範囲を超えた言動であること
  - ③ 労働者の就業環境が害されること
- ・ 「社会通念上相当な範囲を超えた言動」か否かの判断については、「言動の内容」及び「手段・態様」に着目し、総合的に判断。「言動の内容」、「手段・態様」の片方のみで社会通念上相当な範囲を超える場合もあり得る。また、正当な指摘等を受けた事業者（労働者）の側の不適切な対応が端緒となっている場合があることにも留意する必要がある。
- ・ なお、クレームの全てがカスタマーハラスメントに該当するわけではなく、客観的にみて、社会通念上相当な範囲で行われたものは、いわば「正当なクレーム」であり、カスタマーハラスメントに当たらないことに留意する必要がある。

### 社会通念上相当な範囲を超える

#### 【言動の内容】

- ・ そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・ 契約等により想定しているサービス等を著しく超える要求
- ・ 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・ 不当な損害賠償請求 等

#### 【手段・態様】

- ・ 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・ 威圧的な言動
- ・ 継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動
- ・ 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁） 等

2

## 雇用政策研究会報告書の公表(2024.8.23)

- ▶ 8月23日、厚生労働省は雇用政策研究会(座長:樋口美雄(独)労働政策研究・研修機構 研究総監)を公表した。
- ▶ 報告書では2040年の労働市場において、人口減少を背景とした労働配制約が見込まれるなか、
  - ・ 多様な個人の労働参加の促進と経済成長の実現
  - ・ 人手不足の類型に応じた適切な対応
  - ・ 労働者に選ばれる職場づくり

といった観点から、

- ①多様な個人の労働参加
- ②新たなテクノロジー等を活用した労働生産性の向上
- ③労働市場のインフラ整備等

の3つの柱のもとで必要な施策の方向性がまとめられた。

## 雇用政策研究会報告書 概要

～多様な個人が置かれた状況に関わらず包摂され、活躍できる労働市場の構築に向けて～

### 労働供給制約下で展望される今後の労働市場

- ✓ 日本の総人口は、2040年には現在の9割に減少し、65歳以上がおおよそ35%を占めると推計されている。労働力人口は、1人あたりの実質経済成長や労働参加が現状から進まないとした場合には6,002万人となる一方、経済成長と労働参加が実現した場合には6,791万人となることが見込まれる。このような労働市場を実現するには、多様な個人の労働参加の促進と経済成長を実現するための労働生産性の向上が重要。
- ✓ 人手不足については、労働需要量に対し労働供給量が追いついていない「労働需要超過型の人手不足」、求人と求職のミスマッチによって生じる「摩擦的な人手不足」、職場環境や労働環境が個々の労働者の制約に対応していないことや、企業側が求めるスキルを有する人材の不足による「構造的な人手不足」といった類型が考えられ、処遇の改善等を通じた労働参加の促進、労働市場のインフラ整備、職場環境の改善や人材育成の強化等のそれぞれの類型に合った処方箋が必要。
- ✓ これまでの雇用政策では、労働者が企業に雇用されることに向けた施策の充実が図られてきた面があるが、人手不足が深刻化する中においては、労使の適切なコミュニケーションを通じて、企業が労働者に選ばれる環境をつくる能力を高めることが重要。

#### 多様な個人の労働参加

- ✓ 多様な個人の労働参加に向け、長時間労働を是正するとともに、様々な選択肢が提示できる雇用管理への転換が必要。
- ✓ ミドル・シニア世代の人材活用に向け、ワーク・エンゲージメントを下げないような取組みや、地域に貢献し地域と繋がるような仕組みの強化が重要。
- ✓ 家庭等の事情に関わらず希望する働き方の実現に向け、職場・家庭の役割分担の見直しへの社会的な気運の醸成が必要。さらに、個々の労働者の健康状態に合わせ対応できる職場環境の整備も重要。
- ✓ 地域の人手不足への対応として、地域間でのマッチングの促進を通じ、地域の担い手を確保することが必要。
- ✓ 外国人労働者への対応として、選ばれる国であり続けるよう、キャリアアップが見込める等の雇用環境の整備や、日本の受入制度と送出国のニーズ等の調和に向けた戦略的対応が重要。

#### 新たなテクノロジー等を活用した労働生産性の向上

- ✓ 労働生産性の向上に向けては、新たなテクノロジーの活用だけでなく、従来行われてきた省力化投資や業務改善とともに、雇用の質を高める人的資本投資が必要。
- ✓ 生成AIによって示された結果を経験やその他の情報から適切に評価するスキルが重要。
- ✓ 新たなテクノロジーの活用には、労使コミュニケーションの深化とテクノロジーの進展によるタスク・スキル変化のモニタリングを通じ、労働者が担うべきタスクの検討を進めるとともに、技術変化を踏まえたキャリア形成支援・職業訓練の充実により、労働者がテクノロジーに代替されないスキルを深化させることが重要。
- ✓ さらに生成AI・AI等の活用促進にむけては、働き方改革を同時に進めるなど一層のウェルビーイングに配慮した対応が必要。

#### 労働市場のインフラ整備等

- ✓ テクノロジーの進歩や個人の就労ニーズの多様化の中、人材育成支援（キャリア形成支援やスキルの習得）、労働市場の見える化に向けた労働市場のインフラ整備が重要。
- ✓ 自律的・主体的なキャリア形成が行える仕組みや、スキルの習得に取り組んだ人材が、企業内で処遇される仕組みが重要。
- ✓ 職業人生が長期化する中、様々な選択肢の中で、個人が活躍できる労働市場の構築に向け、
  - ・ 自律的・主体的にキャリアに関する相談や必要なスキルの習得ができる環境
  - ・ 処遇改善に繋がるキャリアラダーが見える労働市場の構築が重要。
- ✓ 企業内外において獲得したスキルが評価され、賃金等に反映され、更なるステップアップに繋がるという好循環を実現できる労働市場の機能強化が重要。

2

- ▶ 厚生労働省は、本報告書を踏まえ、社会経済構造や働き方の変化に対応した雇用政策を推進していくとしている。

## <通知・公表>

### 2023年雇用動向調査 医療・福祉の入職超過率1.4ポイントプラスに(2024.8.27)

- ▶ 8月27日、厚生労働省は「2023年雇用動向調査」を公表した。
- ▶ 調査結果において、「医療・福祉」産業における入職超過率(離職者に対する入職者の割合)は1.4%と、前年調査(-0.9%)より2.3ポイント改善した。
- ▶ なお、前年調査は現在の統計方法になった2004年以降で初めてマイナスであった。
- ▶ 「医療・福祉」の入職者は、前年調査から12万8400人増えて126万6500人、離職者は5万2,900人減って115万7,100人となり、10万9,400人入職者が離職者を上回った。前年調査では7万1,900人離職者が入職者より多かった。
- ▶ 産業別では、「医療・福祉」の入職者は「宿泊・飲食サービス業」「卸売・小売業」に次いで3番目に多いが、離職者も両産業に次いで多い。

# 9. 予算

## <法改正等>

### 厚生労働省 概算要求 (2024.8.28)

▶ 8月28日、厚生労働省は令和7年度概算要求を公表した。

#### 令和7年度 厚生労働省予算概算要求の姿

(令和6年度予算額) 33兆8,189億円 → (令和7年度要求額) 34兆2,763億円 (対令和6年度増額) (+ 4,574億円)

#### 一般会計

(単位: 億円)

区分	令和6年度 予算額 (A)	令和7年度 要求額 (B)	増△減額 (C) (B-A)
一般会計	338,189	342,763	4,574
うち 年金・医療等 に係る経費	320,698	324,375	3,677
うち 重要政策推進枠	-	1,508	-

#### 令和7年度厚生労働省予算概算要求における重点要求

少子高齢化・人口減少時代にあっても、  
 ○今後の人口動態や経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築や包摂社会を実現するとともに、  
 ○持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進を通じて  
 国民一人ひとりが、安心して生涯活躍できる社会の実現に向け、以下を柱に重点的な要求を行う。

#### I. 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築

##### <創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保>

- ◆有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進
- ◆研究開発によるイノベーションの推進
- ◆医薬品等の安定供給の確保

##### <医療・介護におけるDX、地域医療・介護の基盤強化の推進等>

- ◆医療・介護分野におけるDXの推進等
- ◆医師偏在対策・地域医療構想・かかりつけ医機能等の推進
- ◆地域包括ケアシステムの推進
- ◆救急・災害医療体制等の充実

##### <国際保健への戦略的取組、感染症対策の体制強化>

- ◆国際保健への戦略的取組の推進、医療・介護分野の国際展開等
- ◆次なる感染症危機に備えた体制強化

##### <予防・重症化予防、女性の健康づくり、認知症施策の推進等>

- ◆予防・重症化予防の推進、女性の健康づくり
- ◆認知症施策の総合的な推進
- ◆がん、肝炎、難病対策等の推進
- ◆歯科保健医療の推進
- ◆食の安全・安心の確保

#### II. 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進

##### <最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援等>

- ◆最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等

##### <リ・スキリング、ジョブ型人事(職務給)の導入、労働移動の円滑化>

- ◆リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化

##### <人材確保の支援の推進>

- ◆人材確保の支援

##### <多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組>

- ◆障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等
- ◆仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ◆ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現
- ◆フリーランスの就業環境の整備

##### <女性の活躍促進>

- ◆男女間賃金格差の是正に向けた取組の推進等
- ◆子育て中の女性等に対する就職支援の実施
- ◆女性特有のライフステージごとの健康課題に取り組む事業主への支援等

#### III. 一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現

##### <地域共生社会の実現等>

- ◆相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進
- ◆生活困窮者自立支援等の推進
- ◆障害者支援の促進、依存症対策の推進
- ◆成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進
- ◆困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進
- ◆自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進
- ◆医療・看護・介護・福祉の国家資格に係る複数資格の取得促進

##### <戦没者の慰霊、年金、被災地支援等>

- ◆戦没者の慰霊・戦没者遺族等の援護の推進
- ◆安心できる年金制度の確立
- ◆被災者・被災施設の支援等

※物価高騰対策、賃上げ促進環境整備対応等を含めた重要な政策については、予算編成過程において検討する。

※薬価改定への対応については、予算編成過程で検討する。

※生活保護の生活扶助基準の対応については、予算編成過程で検討する。

※「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく社会福祉施設等の耐震化等については、予算編成過程で検討する。

# こども家庭庁 概算要求 (2024.8.30)

- ▶ 8月30日、こども家庭庁は令和7年度概算要求を公表した。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

- 令和7年度予算については、
  - ① こども・若者世代の視点に立った政策推進とDXの強化
  - ② 若い世代のライフデザインの可能性の最大化と社会全体の意識改革等
  - ③ より良い子育て環境の提供
  - ④ すべてのこどもの健やかな成長の保障

との柱に沿って、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)で示された「**加速化プラン**」に盛り込まれた事業を本格的に実行するために必要な予算を要求。

- また、こどもの自殺対策やいじめ防止・不登校対策、こども性暴力防止法を含むこどもの安全対策など、「**加速化プラン**」以外の重要課題についても、**しっかりと所要の予算を要求**。
- 加えて、令和7年度概算要求から、**EBPMを導入してエビデンス・データに基づく政策の質・効果の向上**を図るとともに、**政策の検証・評価にこども・若者が参画するプロセス**を創設し、**こども・若者世代の視点に立った実効的な政策**を推進。

区分	R7 概算要求額 (A)	R6 予算額 (B)	対前年度比 (A-B)
一般会計	42,189億円	41,457億円	+732億円
子ども・子育て支援特別会計 (注1)	22,410億円	20,749億円	+1,661億円
うち 子ども・子育て支援勘定	11,766億円	11,375億円	+390億円
うち 育児休業等給付勘定	10,645億円	(厚労省計上 9,374億円)	+1,271億円
合計	64,600億円	62,206億円 (ご家庁計上 52,832億円) (厚労省計上 9,374億円)	+2,394億円

(注1) 一般会計からの繰入れ等を除いた計数。(注2) 上記の金額にはデジタル庁一括計上予算は含まれていない。(注3) 計数整理の結果、異向を生じることがある。(注4) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。なお、上記の計数のほか、事項要求については、予算編成過程において検討。

## 令和7年度 こども家庭庁予算 概算要求のポイント

### 1 こども・若者世代の視点に立った政策推進とDXの強化

[計数は令和7年度概算要求額、( )内は令和6年度当初予算額]

- **こども・若者世代の視点に立った政策推進の強化等** 4.4億円 (2.9億円)
  - こども・若者の意見聴取と政策への反映等
    - こども・若者意見反映推進事業
    - こども・若者意見反映調査研究
    - 地方自治体におけるこども・若者意見反映の取組促進
    - こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発
  - 若者が主体となって活動する団体の活動の促進
  - 自治体こども計画策定支援
- **DXによる政策を届ける力と現場負担の軽減** 1,300億円の内数+事項要求 (933億円の内数)
  - こども政策DX加速のための基盤強化
  - DXによる政策を届ける力と現場負担の軽減 (※)

- **保育の質の向上等** 2兆1,383億円の内数+事項要求 (2兆422億円の内数)
  - 保育の質の向上等の推進
  - 「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進
  - 保育所整備費等の支援 (※)
  - 子どものための教育・保育給付の拡充 (※)
  - 保育士等の処遇改善 (※)
  - 保育人材の確保
  - こども誰でも通園制度の制度化
  - 過疎地域における保育機能確保・強化モデル事業
- **こどもの安心・安全の確保** 2,485億円の内数 (2,093億円の内数)
  - こどもの居場所づくり支援
  - 子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業
  - こども性暴力防止法の施行に向けたシステム開発等

### 2 若い世代のライフデザインの可能性の最大化と社会全体の意識改革等

- **若い世代のライフデザインの可能性の最大化** 188億円の内数 (137億円の内数)
  - 若い世代によるライフデザインに関する情報発信等
  - 民間企業等と連携したライフデザイン支援
  - 地域における結婚支援事業等への支援強化 (地域少子化対策重点推進交付金)
    - 若い世代のライフデザイン設計への支援
  - 若い世代の希望を叶える官民連携型結婚支援等の推進
  - プレコンセプションケアの推進
- **社会全体で子育てを応援する環境・意識の醸成** 8.6億円 (-億円)
  - こどもまんなかアクションの強化
  - 社会全体の意識改革に向けた民間主導の取組支援
- **妊娠から子育て期の包括的な切れ目のない支援** 3,550億円の内数 (2,927億円の内数)
  - 妊娠・出産時における支援の充実
    - 妊産婦への経済的支援の着実な実施 (妊婦のための支援給付)
    - 伴走型相談支援の推進 (妊婦等包括相談支援事業)
  - 産後ケア事業の体制強化
  - 乳幼児健康診等の推進
    - 乳幼児健康診査の推進
    - 新生児マススクリーニング検査の推進
  - 不妊症・不育症や死産・流産等を経験された方への支援

### 4 すべてのこどもの健やかな成長の保障

- **いじめ・不登校、こどもの自殺対策** 7.5億円 (0.7億円)
  - 地域における不登校のこどもへの切れ目のない支援
  - 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進
  - 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づく取組の推進
- **こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進等** 1,995億円の内数+事項要求 (1,854億円の内数)
  - 児童扶養手当の拡充 (※)
  - 自立支援策 (養育費確保等支援パッケージ等) の強化、相談支援体制の強化等
  - こどもの学習支援の強化
  - こどもの貧困対策の強化
- **児童虐待防止・社会的養護・ヤングケアラー支援等** 4,396億円の内数+事項要求 (3,829億円の内数)
  - こども家庭センターの設置促進、児童相談所の体制強化等
  - ヤングケアラーなどのこども・若者に対する支援
  - 家庭養育環境を確保するための里親等委託の推進等 (※)
  - 社会的養護経験者等や家庭生活に支障が生じている特定妊婦への支援の強化
  - 児童養護施設等における職員の人材確保策の推進や養育機能の向上
- **障害児支援・医療的ケア児支援等** 5,314億円の内数 (4,988億円の内数)
  - 地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進
  - 専門的支援が必要な障害児への支援の強化
  - 早期発見・早期支援等の強化

### 3 より良い子育て環境の提供

- **誰でも無理なく安心して子育てができる社会への転換** 2兆5,082億円の内数+事項要求 (2兆5,429億円の内数)
  - 児童手当の拡充 (※)
  - 地域の実情に応じた子ども・子育て支援 (※)
  - 放課後児童クラブの整備推進 (※)
  - 入院中のこどもへの付添い家族の環境改善
  - 仕事と子育ての両立支援
  - 高等教育費の負担軽減 (※)

(注1) ※は、「令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を踏まえ、今後、予算編成過程で更に検討。  
(注2) デジタル庁一括計上予算を含む。

## 内閣府防災 概算要求（2024.8）

- ▶ 8月30日、内閣府(防災)は令和7年度概算要求を公表した。
- ▶ 令和7年度の概算要求額は約86億円(令和6年度予算額約73億円)であった。(うち、資料的経費は約48億円(対前年度12億円増)、災害救助費等などの義務的経費は約37億円(対前年度同額)となっている。)

### 令和7年度概算要求等における内閣府防災の重点事項

(予算要求、機構・定員要求)

**令和7年度概算要求額 約86億円**

(令和6年度予算額 約73億円)

※裁量的経費は約48億円(対前年度12億円増)、災害救助費等負担金などの義務的経費は約37億円(対前年度同額)となっている。

#### <防災対策の推進>

近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、これまで得られた教訓を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組む。

( ) は、6年度当初予算額

#### **I 能登半島地震を踏まえた災害対応力の充実・強化**

<予算要求>

##### ○防災デジタルプラットフォームの構築など防災DXの推進

- ・ 防災デジタルプラットフォームの構築(新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の運用・整備等を含む) 【825百万円(770百万円)】

##### ○地域における防災対策の促進

- ・ 地方公共団体における受援体制等の構築 【46百万円(39百万円)】
- ・ 防災×テクノロジー官民連携プラットフォームの運営 【16百万円(16百万円)】

##### ○避難所運営、被災者支援の充実・強化

- ・ 災害時に活用可能なトレーラーハウス等登録制度の構築 【100百万円(新規)】
- ・ 二次避難に関するガイドライン等の作成 【30百万円(新規)】
- ・ 災害中間支援組織の育成等を通じた官民連携体制の整備・強化 【107百万円(67百万円)】

##### ○災害用物資の備蓄等の推進

- ・ 内閣府備蓄物資の分散備蓄等によるプッシュ型支援の充実 【82百万円(新規)】

<機構・定員要求>

- ・ 政府の災害対応体制の強化の観点から、人員・組織を拡充

#### **II 大規模地震・火山・風水害等への対応の強化**

<予算要求>

- ・ 南海トラフ地震臨時情報の普及に係る検討等、大規模地震対策の計画的な推進 【180百万円(110百万円)】
- ・ 改正活火山法を踏まえた火山防災対策の強化と普及啓発 【87百万円(53百万円)】

#### **III 国際防災協力の推進**

<予算要求>

- ・ 「仙台防災枠組」後半期の推進加速化と戦略的な海外展開の支援 【274百万円(251百万円)】

▶ また、主な機構・定員要求として以下のとおり要求が行われた。

#### **機構要求**

○政府の災害対応体制の強化等のための体制整備

防災監（仮称）（1）の新設

企画官（3）の新設

※新設に係る振替財源は検討中。

#### **定員要求**

○政府の災害対応体制の強化等のための体制整備

所要の体制整備のために17人の増員を要求。

### **能登半島地震 予備費からの追加支出（第6弾）閣議決定（2024.9.10）**

▶ 9月10日、令和6年能登半島地震に係る予備費使用（第6弾）について総額1,088億円の予備費の使用が閣議決定された。

内訳は以下のとおり。

○能登地域6市町の被災世帯の再建支援のための「地域福祉推進支援臨時特例交付金」について、  
…53億円

○農林漁業者への支援について…75億円

○公共土木施設、公共施設の復旧等について…960億円

# 10. 災害対策

## <会議>

### 令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部

#### ◇第10回(2024.9.10)

- ▶ 9月10日、第10回令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部が開催され、復旧・復興に向けた取組について令和6年能登半島地震に係る予備費使用(第6弾)等の報告が行われた。

#### ◇第9回(2024.8.26)

- ▶ 8月26日、第8回令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部が開催され、復旧・復興に向けた取組について報告が行われた。
- ▶ 報告では、内閣府防災より「能登半島地震の教訓を踏まえた災害対応の強化(基本的な方向性)」が示された。
- ▶ 基本的な方向性では、
  - ・政府の災害対応体制の強化では、司令塔機能の強化として、災害対応全般を総括する「防災監(仮称)」の新設(令和7年度要求)
  - ・被災者に寄り添った支援体制の強化では、福祉対応体制の強化として、在宅避難者や被災施設への支援強化のため、DWAT(災害派遣福祉チーム)の活動範囲の拡大(※法改正も視野に制度改正を検討)などが示されている。

### 能登半島地震の教訓を踏まえた災害対応の強化(基本的な方向性)

- 今回の災害対応では地理的、社会的、季節的な状況の影響もあり、災害対応上教訓とすべき様々な課題が明らかになった。
- 次なる大規模災害の発生を見据え、平時からの備えや訓練・研修、関係者間の連携体制の構築等の観点から、政府の災害対応体制の強化を図るとともに、初動対応や被災者支援の強化など、我が国の災害対応力の強化を着実に進める。

#### 政府の災害対応体制の強化

- ▶ 平時から十分な訓練・研修を積んだ要員や高度な専門性等を有する応援組織が発災時に迅速に参集し、省庁横断の司令塔のもと、政府を挙げて被災地を支援

##### ◆政府対策本部・現地対策本部の体制強化

- ▶ 災害対応体制の強化
  - ・人材交流や共同訓練、地方公共団体との連携強化
- ▶ 災害対応のマニュアル、訓練・研修を充実
  - ・タイムラインに応じたマニュアルを作成し、**災害対応を「見える化」**(速やかに実装)
- ▶ **発災時の応援体制を確保**
  - ・各府省庁の災害対応要員に加え、内閣府防災勤務経験者等の人材に対し、平時から定期的な訓練・研修を行い、南海トラフ地震\*の際にも、即応できる体制を確保 (\*1,000人規模の体制を想定)

##### ◆司令塔機能の強化\*

- ▶ 災害対応全般を総括し、政府中枢、各府省庁、被災地首長との課題の解決に当たる「防災監」(仮称)を新設(令和7年度要求)

##### ◆国の応援組織(注)の充実強化\*

(注) TEC-FORCE(国交省)などの充実強化や、学び支援のための派遣枠組み(D-EST)の構築(文科省)等

- ▶ より迅速な災害対応を図るための**資機材・措置や体制等の充実**
- ▶ 高度な専門性や災害対応力を有する**多様な主体と一体となった活動の強化**
- ▶ 過酷・危険・非効率な環境での作業に対する**環境・処遇改善**等

#### 初動対応などにおける連携強化

- ▶ 自治体との連携や各地の定点カメラの活用による迅速な情報収集、車両・資機材の迅速な投入による人命救助等

##### ◆情報収集の強化と連携共有

- ▶ 各省庁と首長等とのホットラインの活用による被害情報の早急な把握
- ▶ 各省庁・自治体が管理運営する**定点カメラの設置場所等のデータベース化**による被害情報の早急な把握

#### 被災者に寄り添った支援体制の強化

(※法改正も視野に制度改正を検討)

- ▶ 発災直後から良好な避難生活環境が確保され、専門人材等や資機材が迅速に被災地に入り、応急の生活インフラや保健・医療・福祉の供給体制を確立

##### ◆避難所の環境整備の更なる推進\*

- ▶ スフィア基準も十分に踏まえつつ、快適なトイレ環境、温かい食事・多様なメニュー、プライバシーを確保するパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを迅速に提供するため、**避難所運営の在り方等を見直し**
- ▶ 避難所に必要な**食料・水などの物資・資機材等の準備状況の公表**

##### ◆保健・医療・福祉支援の体制・連携強化

- ▶ 被災者支援を迅速に行うため、**保健医療福祉活動体制の見直し**等
- ▶ 災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)を活用した情報収集や情報共有の強化(平時の研修や手順化)
- ▶ 保健医療福祉活動チームとして各種チームを体系化した上で、今般の災害対応で得た知見を活かし、必要な現地本部等での活動を強化するとともに、平時からの訓練の充実を図る
- ▶ 災害対応主体(国、都道府県、市町村、保健医療福祉活動チーム)の**災害フェーズ別のチェックリスト**の作成

##### ◆福祉対応体制の強化\*

- ▶ 在宅避難者や被災施設への支援強化のため、**DWAT(災害派遣福祉チーム)の活動範囲の拡大**等

##### ◆専門ボランティア団体等との連携強化\*

- ▶ 避難所運営、専門技術を活用した支援などに向け、**平時からの関係づくりや研修**等

##### ◆迅速な被災地への進入

- ▶ 自衛隊航空機等を利用して輸送可能な車両・資機材の**検証・リスト化・整備**、連携訓練の実施等

##### ◆防災DXによる情報連携の推進

- ▶ 「新総合防災情報システム(SOBO-WEB)」を活用した**情報連携**の推進、「次期物資調達・輸送調整等支援システム」の開発、官民の**多様なシステム**の**相互連携**等の推進

- ▶ 松村防災担当大臣からは「発災直後から良好な避難生活環境を確保すべく、避難所の生活環境整備の更なる推進、保健・医療・福祉支援の体制・連携強化、専門ボランティア団体との連携強化等に取り組む。引き続き、必要な事項については法改正も視野に入れて制度改正を検討するなど、災害対応の強化を着実に進めてまいる。」との発言があった。

## 令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ

### ◇第 5 回(2024.9.4)

- ▶ 9 月 4 日、内閣府は、第 5 回令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループを開催した。
- ▶ 今回は、分野横断的な対応について協議が行われ、地方自治体と民間企業等との災害時の連携等について関係団体からの報告が行われた後、協議が行われた。

### ◇第 4 回(2024.8.20)

- ▶ 8 月 20 日、内閣府は、第 4 回令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループを開催した。
- ▶ 今回は、被災者支援、分野横断的な対応、物資調達・輸送について関係団体からの報告が行われ、協議が行われた。

## 11. その他

### <会 議>

#### 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

##### ◇第 12 回（2024.8.29）

- ▶ 8 月 29 日、法務省は「第 12 回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を開催した。
- ▶ 今回は、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書案が示され、協議が行われた。
- ▶ 報告書案では、「推薦・委嘱の手順、年齢条件」「職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化」「待遇、活動環境」「保護司の使命」「保護司の安全確保」について、現状認識、委員会での主な意見、今後講じていく施策等が整理された。
- ▶ 「推薦・委嘱の手順、年齢条件」については、今後講じていく施策等において、
  - 定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から、新任委嘱時の上限年齢を撤廃すること
  - 退任年齢の引上げについて検討すること等が示された。
- ▶ 「待遇、活動環境」において、報酬制の導入については、「保護司の無償性は、制度発足以来、利他の精神や人間愛に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、なお堅持していくべき価値があることから、報酬制の導入はなじまない。」と整理された。

##### ◇第 11 回（2024.7.29）

- ▶ 7 月 29 日、法務省は「第 11 回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を開催した。
- ▶ 今回は、本年 5 月に保護司が自宅において殺害された事件を受け、全国の保護司に対して行っている不安等の聴取等について主な意見が示され、保護司の安全確保について意見交換が行われた。

## 政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会  
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉  
全国民生委員児童委員連合会  
全国社会就労センター協議会  
全国身体障害者施設協議会  
全国保育協議会  
全国保育士会  
全国児童養護施設協議会  
全国乳児福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会  
全国福祉医療施設協議会  
全国救護施設協議会  
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会  
全国ホームヘルパー協議会  
日本福祉施設士会  
全国社会福祉法人経営者協議会  
障害関係団体連絡協議会  
全国厚生事業団体連絡協議会  
高齢者保健福祉団体連絡協議会  
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第73号」No.4 Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会  
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>